

令和4年6月定例会 建設経済常任委員会記録

令和4年6月16日（木）

令和4年6月20日（月）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室

目 次

令和4年6月16日（木）	7 頁
令和4年6月20日（月）	89 頁

令和4年6月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	6月16日（木）	<p>審査日程の決定</p> <p>請願審査 請願第1号 〔質疑〕</p> <p>陳情 陳情第14号 〔協議〕</p> <p>農林課審査 議案乙第17号、報告第2号 〔説明、質疑〕</p> <p>商工振興課審査 議案乙第17号・第19号、報告第2号・第4号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（商工振興課） 鳥栖市産業団地検討調査について 〔報告、質疑〕</p> <p>上下水道局審査 議案乙第18号、報告第3号 〔説明、質疑〕</p> <p>建設課・維持管理課審査 議案乙第17号、報告第2号 〔説明、質疑〕</p> <p>陳情 陳情第10号 〔協議〕</p>

<p>第1日</p>	<p>6月16日（木）</p>	<p>都市計画課審査 議案乙第17号、報告第2号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（都市計画課） 「鳥栖市開発行為に伴う接続道路整備補助金交付要綱」 の見直しについて 地区計画の運用基準について 〔報告、質疑〕</p>
<p>第2日</p>	<p>6月20日（月）</p>	<p>現地視察 多面的機能支払補助事業（原古賀町） 県道31号（平田町） 陳情 陳情第10号・第14号 〔協議〕</p> <p>自由討議 議案審査 議案乙第17号～第19号 〔総括、採決〕</p> <p>請願審査 請願第1号 〔採決〕</p> <p>決議 鳥栖市内JR無人駅（田代駅、肥前旭駅、肥前麓駅） トイレ閉鎖の早期解消を求める決議（案） 〔採決〕</p>

6 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和4年6月16日付託]

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号） [可決]

議案乙第18号令和4年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号） [可決]

議案乙第19号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号） [可決]

[令和4年6月20日 委員会議決]

2 請 願

[令和4年6月16日付託]

請願第1号鳥栖市内JR無人駅（田代駅・肥前旭駅・肥前麓駅）トイレの閉鎖の
早期解消に関する請願

[令和4年6月20日 委員会議決]

3 議員提出議案

鳥栖市内JR無人駅（田代駅、肥前旭駅、肥前麓駅）トイレ閉鎖の早期解消を求める決議（案）

[令和4年6月20日 委員会議決]

4 陳 情

陳情第10号市道4159－東前・鬼迫線と県道31号線の交差点の障害物撤去と
信号機設置を願う陳情書

陳情第14号鳥栖市内JR無人駅3駅のトイレ存続についての要望

5 報 告

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

報告第3号予算繰越計算書について

報告第4号決算認定に関する議案の否決を踏まえて講じた措置について

鳥栖市産業団地検討調査について（商工振興課）

「鳥栖市開発行為に伴う接続道路整備補助金交付要綱」の見直しについて（都市計画課）

地区計画の運用基準について（都市計画課）

令和4年6月16日（木）

1 出席委員氏名

委員長 久保山日出男

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 江副康成

委員 池田利幸

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢修

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア
事業推進担当係長 香月啓介

商工振興課新産業集積エリア事業推進室長補佐兼新産業集積エリア

事業推進係長 能富繁和

農林課長 楠和久

農林課農政係長 脇弘人

農林課農村整備係長 中垣秀隆

上下水道局次長兼管理課長 古賀和教

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局管理課業務係長 小柳洋介

上下水道局事業課長 日吉和裕

上下水道局事業課浄水場長 平塚俊範

上下水道局事業課長補佐兼水道事業係長 桑形伸
上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪秀雄
上下水道局事業課下水道事業係長 古賀咲子

建設部長 福原茂
建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文
建設課庶務住宅係長 安永伸也
建設課整備係長 立石佳照
建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長 杉本修吉
建設課スマートインターチェンジ推進室用地係長 江藤誠
建設部次長兼維持管理課長 大石泰之
維持管理課長補佐 山下美知
維持管理課管理係長 斉藤了介
維持管理課維持係長 天本清二
都市計画課長 槇浩喜
都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長 本田一也
都市計画課長補佐兼庶務係長 三橋秀成
都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長 木原智範
国道・交通対策課長 森山信二
国道・交通対策課道路・交通政策係長 舟越健策

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係長 大塚隆正

5 日程

審査日程の決定

請願審査

請願第1号鳥栖市内JR無人駅（田代駅・肥前旭駅・肥前麓駅）トイレの閉鎖の
早期解消に関する請願

[質疑]

陳情

陳情第14号鳥栖市内 J R 無人駅 3 駅のトイレ存続についての要望

[協議]

農林課審査

議案乙第17号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算 (第 2 号)

報告第 2 号繰越明許費繰越計算書について

[説明、質疑]

商工振興課審査

議案乙第17号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算 (第 2 号)

報告第 2 号繰越明許費繰越計算書について

議案乙第19号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算 (第 3 号)

報告第 4 号決算認定に関する議案の否決を踏まえて講じた措置について

[説明、質疑]

報告 (商工振興課)

鳥栖市産業団地検討調査について

[報告、質疑]

建設課・維持管理課審査

議案乙第17号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算 (第 2 号)

報告第 2 号繰越明許費繰越計算書について

[説明、質疑]

陳情

陳情第10号市道4159-東前・鬼迫線と県道31号線の交差点の障害物撤去と
信号機設置を願う陳情書

[協議]

都市計画課審査

議案乙第17号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算 (第 2 号)

報告第 2 号繰越明許費繰越計算書について

[説明、質疑]

報告 (都市計画課)

「鳥栖市開発行為に伴う接続道路整備補助金交付要綱」の見直しについて
地区計画の運用基準について

[報告、質疑]

6 傍聴者

6人

7 その他

なし

齊藤正治委員

ここに請願が出ているんですけども、請願審査を最初にやって、それから通常の議案審議をしたほうがいいんじゃないかと思いますが、それはできないんですか。

検討されたんですか。(発言する者多数あり)

久保山日出男委員長

暫時休憩します。

午前11時3分休憩



午前11時3分開会

久保山日出男委員長

再開します。

日程でございますが、先ほど申しましたように、議事の進行上で変わりますが、17日の金曜、明日に延びる可能性もありますが、それは議案の審査次第ですので、いかがでしょうか？

その日程で合わせて、時間を延ばしてでも延長してやっていきますか？

江副康成委員

今、齊藤委員のほうから御提案あった方法、可能なら、私はそちらのほうがありがたいなというふうに思います。

併せて、陳情協議も同じ趣旨なものですから、請願だけじゃなくて、陳情第14号ですか、それを2つ合わせて冒頭にするという提案に対しては、大賛成でございます。

以上です。

久保山日出男委員長

請願及び陳情第14号までということでございますが、どのようにお諮りしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願審査と陳情第14号を始めたいと思います。

まず、その前に部長のほうからの挨拶をお願いいたします。(発言する者あり)

暫時休憩します。

午前11時4分休憩



午前11時19分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

委員の皆様で、先ほど御協議いただきました日程案を再度、御手元に配り直しておりますので、お目通しのほう、よろしく願いいたします。

初めに、請願審査でございます。

請願第1号、その次に陳情第14号ということで進めていきますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、審査日程を、それで了解いただきました。

よろしく願いします。

現地視察につきましては、副委員長のほうから説明をお願いします。

西依義規副委員長

今、現地視察の御希望が、池田議員から原古賀の田んぼダムについて。

また、陳情第10号の県道31号の交差点の陳情が出ていますので、川久保線の現地調査を考えております。

ほかに御希望があれば、この終了後までにお伝えください。

以上です。

久保山日出男委員長

以上のように、ようございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それについての資料等は、ようございますか。

西依義規副委員長

担当課が来てから。



請願第1号鳥栖市内JR無人駅（田代駅・肥前旭駅・肥前麓駅）トイレの閉鎖の
早期解消に関する請願

久保山日出男委員長

それでは、請願第1号鳥栖市内JR無人駅（田代駅・肥前旭駅・肥前麓駅）トイレの閉鎖の早期解消に関する請願を議題といたします。

紹介議員に質疑がある方は、挙手の上、御発言をお願いいたします。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

ないようでございます。

それでは、紹介議員に対する質疑を終了いたします。

次に、本請願の審査の参考にするため、執行部への質疑を行いたいと思います。

準備、要りませんね。

執行部、ようございますか？

それでは、この請願につきましては、審査の参考とするため、執行部出席をお願いいたしておいております。

これより執行部への質疑を行います。

池田利幸委員

ずっと陳情協議もやってきた内容でございますけれども、進捗を聞きたいんですけど。

その前に実際、今トイレが使えない状況の中で、市民の皆様からの苦情、クレーム等は入っていないのか、お伺いいたします。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

クレーム等があるかということですが、今まで住民の方たちのクレームというのは、鳥栖市のほうに対しては、今まさにあったものを入れて3件ございました。

以上です。

池田利幸委員

クレームの内容、どのようなことが市民の皆さんから実際に上がっているのか。

その内容を教えていただけますか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

具体的なお話の内容といたしましては、1件は駅のトイレについて、早急に開けてほしいと。その方は、おなかの調子が悪くなることがあるので、駅のトイレがあったほうが助かりますというお話であるとか、あと、別にありましたのは、鉄道の利用者ではないけれども、駅の近くを通るときに、トイレがあると助かるので、ぜひ残してほしいというような話があ

りました。

今日ありましたのが、今、申し上げたような形で、旭駅の方じゃないかなと思われすけど、近くを通られる、その御家族の方が、鉄道利用じゃないけど、トイレを使うことがあるので、ぜひ存続をしてほしいというふうなお声がありました。

池田利幸委員

ありがとうございます。

今の御説明では、要望をされた電話っていうふうに聞こえるんですけども、その方々と電話で話ししている時の感情っていうか、御立腹で話されているのかお願いします。

何とかしてくださいよっていう要望でされているのか。

実際、感情的には、皆さん御立腹されて、かけてこられているんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

電話をかけられた方の感じですけど、御立腹されてかけられる方も、その3件のうち、2件は御立腹のような形でした。

1件については、もうお願いという形のニュアンスでのお話でございました。

以上です。

小石弘和委員

まずは、今までずっと経緯があって、どこまで今、進んでいると？

J Rとの協議ばかりしか言わんやんね、あなたたちは。

どこまで——庁内とJ Rと、具体的にそれを説明してほしいわけ。

その進捗状況によっては、これは半年も一年もかかるよ。

あなたたちが説明でけんなら、委員会の総意で、市長呼んで、話を聞かないかん。

答弁をお願いします。

福原茂建設部長

現在のJ Rとの協議状況につきまして、庁内で再開に向けた協議を進めるようにということで、今、J Rのほうと協議を進めております。

まず、今のトイレをそのまま使えないかというところで、まずは協議をさせていただいて、全部ではないですけども、駅の改札の中にあるということで、そこについて、要は一般の、不特定多数の利用ができないかっていう投げかけをさせていただいています。

それでただ、正式にまだお答えは頂いていないんですけども、J Rとしては、やはりそこは、切符を購入した方の契約行為であるので、実際使われた方はゼロではないんですけども、それはJ Rも言われています。

じゃあそこを正式に認めるかっていったところでは、やはりなかなか「はい」とは言っていないので、そこをクリアしたい、うちとしては、できれば、そこはもう市としても管理できるんじゃないかというところで、そこを今、協議させていただきます。

小石弘和委員

あなたたちが言うJRと交渉する、便所を一般の方も使用できるというようなことをするから障害が起きてくるわけ。

これはあくまでも、駅の客が利用するところだから。それを名目にやればよかわけよ。

そうしたら、必然的に黙っとっても市民が利用する場合も出てくるわけよ。

そこら辺が、あなたたちは、もう少し突っ込んだもの自体をやらなきゃ。

福原茂建設部長

これまでも説明させていただいてはいるんですけども、やはり市として、JRの財産である鉄道施設ですし、JRの考えで、もともと設置されているトイレでございましたので、それを今の状態のまま利用することについて、やはりそこをクリアしないといけない課題だというふうに認識しているところでございます。

齊藤正治委員

今の質問、答弁の中で、JRの持ち物だから駄目だとか、いろいろあって、要するに寄附行為になるから駄目だっていうことですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

寄附行為に当たるからとか、そういうことではございません。

齊藤正治委員

ということは、鳥栖独自の規則というか、そういうことでやっているわけですか。

そういう決まりとか内規とかあれば、それを出してもらえんですか。

そうしないと、進まんでしょう、これ。いつまでもずっと繰り返しをやっている話であって。

もともと、部長いらっしゃいますけど、駅東口を造るときに、寄附行為になるから、当時は駄目ですというような話がありました。

確かに総務省はそういうことをしておったけれども、現在はその縛りっていうのはないんですよね。もう寄附してもいいようになっているはずですよ。

それ、確認してもらったらいいいと思うんですけども。

だから、それ以上に、うちの内規がそういうふうに決まっているのか、決まっていないのかですよ。しきりに言われるけど。

だから、それは市長が決めているのか、それとも、建設部で決めとるのか、総務部で決め

ているか分かりませんが、それをきちんと出してもらわないことには、いつまでたっても、こうですよ、ああですよと言うばかりじゃ、話は進まないんだと思いますけれども、出していただけますか？

久保山日出男委員長

平成23年から法の改正で、寄附行為の関係は、できるようになっているはずですが。

その辺を含めての返答をきちっとしてください。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

寄附行為の件は、前回の協議会のときに議員からお話がありまして、確認させていただいて、そこはなくなっているというのを確認しております。

それで先ほど、市のほうの維持管理について、できる、できないの考え方といたしましては、まず公の施設というところの考え方がありまして、公の施設というのは、どういったものかというところが、住民の福祉の増進の目的を持って、その利用に供するための施設ということで、地方自治法上なっております。

ですけど、その施設っていうものの具体的な定義として、住民の利用に供するものであるとか、鳥栖市の住民の利用のためのもの、住民の福祉の増進を目的とするもの、地方公共団体が設けるもので、かつ、それが施設であることという5つの条件が公の施設という部分の定義になっています。

その部分につきまして、特定の鉄道利用者ということで、切符を購入された方だけしか使えないとか、その前段であれば、鉄道利用者のためにJRさんが用意されたトイレであるということで、維持管理が難しいと判断した次第です。

齊藤正治委員

お話を聞いていると、鉄道の駅っていうのは、不特定多数の人間が、利便性を高めるために使うわけですよ。

ましてや、ほかのところもそうやけど、今おっしゃっていることは、まさしく今回の問題を、駅っていうのは、JR駅っていうのは、そのとおりなんですよ。

だから、おっしゃっていることは、なるほどねと思いますけれども、だから、その中に、何でJRが入らないかっていう解釈を、誰が解釈しているんですか。

それは、担当課でJRは入れませんよとか、そういうような解釈なのか。

だけど、今おっしゃったことは、全部入るんですね。

だから、担当課の見解、誰が見解出したんですか。

福原茂建設部長

全体。今、市の中の調整での話でございます。

齊藤正治委員

新幹線駅もそうですけれども、いろんな駅がありますけれども、そういったところって、地元の人ももちろん使いますけれども、地域外からおいでいただく人のための交通の利便性を図っているわけですね。

だから、鳥栖市には6駅もあって、こんな小さなまちでは非常に珍しいところだと思うんですね。

だから、そういったところから、全体のことから考えてみて、いらっしゃるお客様に不愉快を与えないためにも、トイレの使用というのは、当然、準備しておかなきゃならないような話だと思うんですね。

だから、そもそも論というのがあるながら、なおかつ、今でもそういったことを言われるっていうことは、やっぱり住民のみんなが幸せになることは、やりますよっっちゃうけれども、全く逆の解釈で成り立っているというのが、そういうことだと思うんですけど。

その解釈っていうのは、変更しなきゃならないんだと思うんですけども、変更はできるんですか。

福原茂建設部長

頂いている御意見も考えて、私どもも庁内協議等もさせていただいてはいるところですよ。

なかなか、この駅トイレに限ってではなく、広く市の施設として、そういった民間を考えたときに、このJR、この件だけをとっていうところでは、まだその市としての方針が変わってないところでございます。

齊藤正治委員

ただ、JRの駅っていうのは、公共施設ですよ、どう考えたって。

これは、資本は今、株式会社になっていますけれども、やっぱり公共施設なんですよ、こういったところは。

だから、純粋に市の行政の建物だけが公共施設じゃなくて、そういったことも含んで、公共的に供するわけですから、そういうことだと思うんですけども。

だから、それはぜひ解釈を変えて、そして、どこにネックがあるのかというのを、きちんと整理をせんことには、できないんだと思うんですね。

だから、何回も何回もこういったことを出されなきゃ、行政というのは動かないのかっていうのが、一番私は不思議に思うんですけども。

そういった意味から、解釈を変えて、やっぱり公共の建物として、今後解釈するということができないのか。

福原茂建設部長

様々な場面及び要望書等で御意見を頂いておりますので、うちとしても、公共交通を担当する部署でもありますので、それらも含めて、また調整を継続していきたいと思っております。

齊藤正治委員

その調整はどれだけ時間がかかるんですか。

福原茂建設部長

調整の時間等につきましては、早急に調整は図っていきたいと思っておりますけれども、なかなか、これまでも時間を頂いているとおり、今後も早く再開できるように取り組んでまいりたいと思っております。

西依義規委員

今のネックが分かりましたんで。

公の施設にすればいいんですよ、トイレを。

ということは、JRから公の施設として借り受ければいいんですよ。

そうしたら、公の施設なんですよ。それを維持管理するのは、全く問題ないんで。

2年とか3年借りますと、公の施設として貸してください、トイレを。

そうしたら、公の施設の維持管理を公がするもので、その契約を結べば、もう何の問題もなく……、解釈を変える必要も全くなくて。

それはできないんですか。

だから、一緒には確かに大変ですよ、駅も駅舎も老朽化するし、大変なんで。

トイレ部分だけを、3年ならば3年、締結をしますと、公の施設として。

その締結さえあれば、あとは、じゃあ維持管理お願いします。

それで、入場をするとか言いよったけど、例えば、市民球場でもお金を払わんと、中には入られんとですよ。施設が全部無料なわけじゃないんですよ。

だから、駅舎は切符を買う、入場料で入って、トイレ使って、別にロジック的には合うと思うんですけど、それで行けないですか。

小石弘和委員

恐らく総合政策課のハードルが高いんじゃない？

恐らく、総合政策課は、民間の施設を鳥栖市が管理することはできないというふうなことになっているわけ、多分。

それがクリアになっていないから、これまで長いパターンが続いていると思う。

これは、庁内の協議で、何とかそこらを変えてでも、やれば簡単にできると思うんですよ。

どうですか部長？それがネックになっていると思うんですよ。

福原茂建設部長

特定の部署の反対というわけではないんですけれども、先ほどおっしゃるとおり、公の施設という位置づけを考えたときに、こちらからJRにもお願いしたとおり、改札を通して利用すること自体を公に認めていただければ、うちとしても、さっき言われたとおり、広く、いろんな人が使える施設ということで、手が出せるとは思って協議しているんですけれども。

やはり、そこはまだ了承するという返事を頂いていませんので、そこが今のところ解決すべきところかなというふうに考えているところです。

西依義規委員

だんだん問題を難しくされているんですよ。

もう、JRさんもそれは許さんでしょ。ただで通過していいとか、誰も言わんので。

だから、今のままで早期に開けてくれなんで、まず、今開けられるのは、JRさんが令和3年11月8日に持ってきた提案をそのまま受けて、まずトイレを開けて、それからいろんな大義名分をつければいいじゃないですか。

それが駄目なら、まずトイレの部分だけ公の施設として貸してくださいと。

それでまず庁内の協議も収まるでしょう。

そこで、みんなが使えるやつは、もう後からでいいと思うんですけど。

いかがですか。

福原茂建設部長

今の状態で整理させていただくと、やはり鉄道利用者だけっていうふうな……、今JRがそこを認める、認めないもあるんですけど、公の施設ということで、そういう解釈で、お互い調整つけば、可能性としては、ないこともないかなと、お聞きして思っているところですけども。

そういったアプローチはしていませんので、そこはまた、それを含めてお話をさせていただきたいと思います。

江副康成委員

今から質問するんで、重複するような感じのところもありますけれども、当面、トイレだけの目的で、中に入っていかれる方のことを危惧されているとか、それをどうしようかという扱いのところで手間取っているように聞こえたんですけど。

一般的に、本当に我慢できないときは、私でも入場料を払って、駅の中に入って、トイレを使って、帰ってくるということは、当然ありまして。

恐らく、今、SUGOCAカードですか、タッチアンドゴーで行くやつ、入場券機能ってやつも、なきにしもあらずだと思うんですよ。

だから、そういう目的の方もいらっしゃるから、また、そういうお声も聞くから、早急に開けてくれというのが、まず申すべきところだと、私は思うんですよ。

プラス、しかしそう言ったとしても、なかなか、もうタッチアンドゴーもしなくて、するっと抜けて入られる方もいらっしゃるかもしれないということがあれば、私、お願いした後に、3日間、それぞれの無人化のところに、どのぐらいトイレを利用される方というのは、調査もされていると。

そのぐらいの方が利用されてあれば、そこが捕捉できないということが懸念されるのであれば、鳥栖市がその分ぐらいの、例えば、1日10人というところ、麓駅だったですかね、170円の10人で1,700円、それを払うか、払わないか。

そういったところを考えれば、早急に打開する道はいくらでもあると思うんですけれども、いかがですか。

森山信二 国道・交通対策課長

ただいま本当に前向きな御意見を頂きましたので、またJRとも協議をさせていただきたいと思います。

池田利幸 委員

今、一連の中でずっと聞かせてもらっていて、基本的に、この問題をずっと国道・交通対策課のみで協議を今でもされているんですか。

もちろん、公共の施設としての在り方とか、そういう部分で話をされていますけど、実際、JRも固定資産税を払うようになりましたよね。

それ、聞いていいですか。

舟越健策 国道・交通対策課道路・交通政策係長

JR九州は固定資産税を払っていると伺っております。

池田利幸 委員

商工振興課って、基本的に、企業に対して、誘致という部分で、最初に減免するとか、いろんな話をやっているじゃないですか。

今まで、JRも払っていなくて、固定資産税を払うようになった。

そのまず支援として、何年間かは減免措置としてお金を、維持管理にかかっていたお金を積算してもらった分を出しますんで、こっちでするのは無理やったら、その分、減免でお金を渡しますんで、管理をしてくださいとかいう話も、多分できるはずなんですよ。

ですけど、それを担当課だけで話をしていたら、基本、そんな話は頭にも出てこないはずなんですよね。

それで、総合政策課と話していますって。

もう企業としてJRを見るような話をさっきからずっと言われているなら、商工振興課も一緒に入れて話すべきなんですよ。

そこをせず、ずっとやっているけんが、同じところでずっと止まっているんですよ。

方策って、やっぱり庁舎内全部でして、いろんなどころで話をしたら、鳥栖市で別の形でできないなら、向こうにやってもらうためにはどうすればいいのかとかいう話もできるはずなんです。それで、その話を持って、JRと協議をする。

担当課だけでずっと話しても、先に進まんのかなと思うんですけど、どう思われますか。

福原茂建設部長

おっしゃられるとおりでございまして、私どもも庁内各関係部署等といろいろ調整させていただいて取り組んでおります。

ただ、先ほど言われた経済部等というのは、確かに入っていませんので、今、お聞きしたことも含めて、広く打開策っていうか――まずはJRに今投げておりますところを強く言っていきたいんですけども、そこら辺も含めて、また続けていきたいと思っています。

池田利幸委員

今回、JR西日本として、24駅か何かで廃止の話がずっと出ているはずなんです。

その中で、今までもほかの駅でも多分、ほかの市町でもされていて、やるっていう決断をしたところもちろんありますし、その部分は、どうやってやったのかっていう分析も、もちろんされているんだと思いますけれども、そこを当てはめて、鳥栖市でできるのかがまずあるでしょうし、今JRから要求されている部分で、どうやったら鳥栖市で応えられるのか。それで、よその自治体はどうやってクリアしたのか。

その辺まで加味して話した中で、当てはめてできる方策っていうのは、よそができていて、鳥栖市は絶対できませんっていう話は、基本ないのかなと思うんです。

さっきからずっと出ていた、鳥栖市の中のルールに引っかかるのであれば、それをどうやって外せばいいのか。

根本的な問題の整理を、もう一回されたほうがいいんじゃないかなって思うんですけども。

お願いいたします。

小石弘和委員

先ほど私、質問しましたが、民間会社の分を鳥栖市が管理するというようなことは、恐らく無理だろうと。

これ恐らく、内規か何か、総合政策課にあると思うんですよ。あなたたちは、それが引っ

かかっていると思うんです。ですから、内規があるなら、それを出してくれませんか。

他の無人駅で、何の問題もなく、スムーズにできているんですよ。

請願書まで出されて、こんなに難しくしているのは、あなたたちじゃないかな。

ほかの無人駅で、何の関係もなく使用されているんですよ。一番、特定がない駅は弥生が丘ですよ。

便所はJRが管理して、民間も乗客も全部使っていますよ。鳥栖だけですよ、あなたたちが無理なことを言っているのは。

恐らく総合政策課の中からの問題だろうと思うんですけど。

内規であるなら、出してくださいよ。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

公の施設の考え方についての書物の部分を、私が読み上げた次第です。

小石弘和委員

そいけん、もしそういうような内規があるなら、それを出してくださいよ。

恐らく、今、苦情が3件というふうなことですけど、私は旭駅に関してお聞きしたこともあるんですよ。

おたくさんたちは、担当課は知っていないかも分かりませんが、大きなものが3回ほどあっているんですよ。

旭の誰かはっきり分かりませんが、久留米駅に連絡をされているんですよ。

それで、こういうようなことが起きたというふうなことを、結局、担当課に話ししましよるかというふうなことまでお聞きしているんですよ。

そうしたら、久留米駅が、いや、私たちがちゃんと話をしますと、そういうふうな事実があるわけです。

あなたたちは、それを知っていますか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

JR久留米駅への連絡の件ですけど、こちらのほうからJR久留米駅に確認をしまして、JR久留米駅から、鳥栖市の関係部署には、連絡はされていないということで、確認をいたしております。

小石弘和委員

市のほうに連絡をしたと。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

議員がおっしゃっているのは、旭駅の大便のことだと思います。

その件につきまして、区長さんのほうから御連絡がありましたので、こちらのほう、国道・

交通対策課であったり、例えば、維持管理課であったりというところに連絡があるかの確認をいたしました。

そこで、どこも受けていないってことでしたので、その大本であるJR久留米駅のほうに私のほうから連絡をいたしまして、JR久留米駅のほうに確認しましたところ、JR久留米から市役所のほうには連絡していませんということで確認をしております。

小石弘和委員

そういうふうな事実のことがあるわけですよ。

もう今後、梅雨になってくると、衛生の面も非常に不安なものが出てくると思うんですよ。

地域住民の方は困ってあるわけですよ、切実な思いで。

今、私が申し上げたことが、事実あるんですよ、お聞きしているんですよ。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

先ほどの大便の件ですけど、JR久留米駅のほうに確認いたしましたときには、JR久留米駅が旭駅の管轄ですので、現場に行かれたということを知りました。

そういった事実があったことの確認というのが、久留米駅のほうではできなかったと聞いております。

それは、もう事前に誰かが片づけられたのかは分からないけど、なかったということで聞いております。

西依義規委員

先ほどから、民間の会社が建てた施設を公が管理することは難しいとおっしゃったんですけど、多分、いろんなパターンがあると思うんですよ。

例えば今、久光スプリングスさんが建てる体育館、30年たちましたと。

もちろん、更地で返せ、いやいや、市民の方が、それまだ使えるけん、使わせてと。

そうしたら、例えば、久光さんは、じゃあ市で管理してくださいよって。

いや、財産としては久光さんが持ったまま、じゃあ体育館の使用の管理をしてくださいよとか、多分、いろいろあると思うんですよ。

ただ鳥栖市が、たまたまそれがない、全部鳥栖市が建てた。

こういったサービスは民間がしてもいいし、公がしてもいいんで、その考え方を、例えば、プレスポの大和さんが、もう引くと、あんな中に、空っぽの……、ショッピングセンターがなくなったら、市民の人は迷惑だと。

それは市は助けるでしょう。ほったらかしますか？

あくまで、民間が建てたものは、市は手をつけちゃいかんちゅうルールは、絶対ないはずだし、それは鳥栖市だけの超凝り固まったルールなんで、ぜひそこを変えていただいて、も

うすんなり……、いや、市民の皆さんがそう思うならいいけど、思わんとですよ。

断っている理由がよう分からん。

だからこうやって、いろいろ要望も出てくるんで、そこはいろんな——誰を説得せないかんか分からんですよ。市長か副市長か知らんけど。

そこを、いや、ここの自治体はこうやっています、できますよって。

担当課から言えば多分……、ただ、向こうは、知らんやった、じゃあ、鳥栖市も変えようねって、終わらんですかと思えます。

齊藤正治委員

先ほどから言うごと、JRは公共施設であるということを、やっぱり、そこにきちんと、もし文書が必要であったら、書き込むということが第一にあると思うんですけども。そして、やっぱり維持管理費は、きちんと市が持つと。

スタジアムだって、市民の森だって、民間から維持費をもらっているわけでしょう。

だから、どんどんもらうのはもらって、出すのは出しませんというのも、我がいいことばかり言うなという話と一緒に、やっぱり市民の皆さん方がお使いになるわけですから、それはそれとして、きちんと整理をした上で、それが一番早いんじゃないですか。

何でできないのか、私はよく分からないんですよ。

公共じゃないからって言うけど、不特定多数の人たちが使うのは、やっぱり公共に近い数字であって、そういった民間の施設を、今だって、極端な話でいえば、先ほどフレスポの話が出ていましたが、駐車場だって無料で使っているわけでしょう。

あれだって、本来ならば、きちんと市がサッカーも含めて全部、毎日のことも含めて、ほとんどそういったやつも、駐車場利用が有料であれ無料であれ、準備するのが普通だと思うんですよ。

それだけ迷惑をかけているのは、民間に迷惑をかけていながら、やっぱり公共的な施設であるっていうことを、JRの駅は、きちんと入れ込まないと。

入れ込んだほうが一番簡単な方法だと私は思いますけれども。

久保山日出男委員長

お諮りしますが、昼食時間がそろそろまっていますけれども、このまま続けさせてもらってよろざいでしょうか、傍聴者もおいででございしますので。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

できますれば、端的に質疑をお願いいたします。

江副康成委員

ありがとうございます。

まずはその大便事件とか、いろいろお聞きしまして、恐らく、どこの駅だったかというのは、旭駅だったというふうに聞きますけれども。

ただ、トイレがあると思って、できると思って行ったら使えなかったということで、そういうことになったんだと思います。

それで、全ての駅、そういうリスクがあるのであれば、早急に、少なくとも入場料を払えば、入って、中で用を足すと。そういう需要もあるから、もう早急に、明日からでもシャッターを開けて、使えるようにしてほしいということをまずお願いしたいということ。

あと1つは、中長期的な問題。

もともと私、担当課のほうは、JRから打診を受けて、維持するという方向で一生懸命やっていたけれども、ただ、JRとのやり取りは、非常に難しいものがあつたらしいけれども、庁内で、総合政策課の調整、部長協議、副市長協議、市長協議という中で廃止という形が決まったということを聞きました。

総合政策課のほうにも、今日いないから、もう聞いたことを伝聞的に言いますと、平成26年に駅の無人化があつたときに、鳥栖市はもう無人化、協力しないということで、そのときには、一私企業の経営を助けるというようなことまではしないというようなことで、やらなかったと。

その例との整合性を考えんといかんよというアドバイスをしたということだったです。

でも、今回のやつは、どちらかというと、JRさんの運行の経営というよりも、その駅利用者の、トイレの利用者の利便性を確保するということが主目的だから、恐らく目的は大分違ってくるんだと思うんですね。

だから、結果として公共施設の話もいろいろ出てきているけど、将来的には、その部分は違うということを明確にして、やっぱり一部、公共トイレ、みんなのトイレ的な機能もあるから、本来は、きちんとしたみんなのトイレを設置するということが望ましいけれども、それができるまで、暫定的にそういう形で使わせてくださいという整理をしながら、まず、明日からの短期、それから中期、それから長期、3つ目標を定めて、すぐにアクションを取ってください。

要望です。

終わります。

野下泰弘委員

ずっと答弁を聞かせていただいたんですけど、やっぱり、急いでいますっていう回答は頂いているんですけど、ここ2か月、3か月でできるようなイメージじゃないんですね、私の答弁、聞かせていただいたときに。

そうすると、陳情のほうでも出させていただいているんですけど、やっぱり現状として利用者が困っているっていう中で、暫定でもいいので、簡易トイレ等を置くっていうことはできないんですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

仮設トイレのことだと思いますけれども、仮設トイレを置くという方法も確かに1つだと思います。

ですけど、今はまず、そこにあるトイレを活用して、何とか解消できないかという方向を第一に、調整を進めていきたいと考えております。

野下泰弘委員

もちろん、それが最優先だと思うんですけど、前回のこの委員会のときに、直接お会いに行ったらどうですかという意見があったんですけど、実際、それは行かれて、お話をされたんでしょうか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

J Rとの直接の面談の件だと思いますが、その分については、部長以下で、建設部で対応して、協議を行っております。

野下泰弘委員

そうしたら、本当に、できるだけ早くしていただけないと、時間かかるのはよくないと思いますんで、仮設トイレだったらすぐ置けると思うんですよね、公共的なものじゃないですか。

それで、もう現状、困っているんで。

その点も、あまりにも時間がかかるっていうふうな感覚がもし少しでもあるのであれば、用意していただきたいなと思いますので、御検討よろしく願いいたします。

久保山日出男委員長

質疑は以上でようございますか。

齊藤正治委員

先ほどからの公の施設、その条文の後に、ただし書で、J R九州の駅のトイレについては同等の扱いとするという、この文章を一言入れて検討をしてください。

そして、回答をしてください。

いつまでも、ああだこうだとも言っても、解釈の幅をちょっと広げればできない話じゃないと。

できなければ、なぜできないのか。

その回答をください。

西依義規委員

それについては、今度、鳥栖駅のトイレもとかいう話になるんで、その文章はちょっと…、JRのものというのは、鳥栖駅のトイレもまた市が維持管理していただきってなった場合、どうなるかなと思ったんで。

ちょっとその辺は、JRのトイレを公の施設として借り受けるっていうほうがどうかなと思いました。

これ、僕の意見なんで。

久保山日出男委員長

後ほど、委員間の協議を設けていますので、そのときにでも。

質疑だけをお願いします。

小石弘和委員

部長、6月1日に請願が出ているんですよ。

今日はもう何日ですか。いつできますか。

返事ください。

福原茂建設部長

1日でも早く再開できるように協議してまいりますので。

今、いつまでっていうのはお約束できませんけれども、早急に開けられるように協議してまいります。

小石弘和委員

その件は、ひとつよろしくをお願いします。

じゃあ、その協議ができるまで——私はいろいろ委員会の方に言いました。

担当課、国道・交通対策課で3か所面倒見たら？それなら、問題ないわけ？鳥栖市が見よるのじゃないから。

それ、やってくださいよ、明日からでも。

よろしくをお願いします。

久保山日出男委員長

ほかに。

[発言する者なし]

ないようですので、執行部に対する質疑を終わります。

次に、本請願の取扱いについての委員間の協議を行いますので、執行部、退席をお願いいたします。

[執行部退席]

お諮りしますが、次の陳情14号についても、この昼休み時間、どうしますか。

関連性がありますから。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

次に、本件の取扱いに関しての委員間の協議を行います。

ありませんか。

西依義規委員

多分、ネックとしては、民間が建てた建物、施設の管理を市役所がやるべきではない、やることができないと。

やっぱり、民間が建てた建物を、市として、公の施設として借りる。それで、市として借りたということは、それに対する維持管理は市なんで、そっちの方向が私は早いかなと思って。(発言する者あり)

よかったら、委員会協議なので、マイクを使って。

齊藤正治委員

公の施設はこうこうだけど、J R九州についても同等の扱いにするとか何とか入れさえすれば、もう終わりの話じゃないですか。

それをするかせんかを、きちんと一言言葉がどうこうっていうのは、ひねってつくってよかばってんが、そういうふうにせん以上は、今のところ、する意味はないっちゃろうもん。

そいけん、逆に言えば、そういう条文をつくって、入れればいいことで。

何を根拠に公の施設とは、ということ言いよるか知らんけど、あるわけやろう。

そいけん、さっき言うた、その条文、規則を出してもらって、ここにこういうふうに入れたらどがんねということで、行けばよかつちやない？それしかない。

西依義規委員

J Rの駅を公の施設と同等にするほうが、ハードルがとても上がると思うんですよ。(「公共の施設やろうもん」と呼ぶ者あり)

いや、J R九州は民間の施設ですよ。

だけん、民間の施設を……(発言する者あり)

公共やけど、うちはJ Rしかないけど、もちろん、西鉄とか、ほかの施設があるところは……(発言する者あり)

委員会として、統一的な部分で、今議論をさせていただきよるけん。

入れればよかつちやんで、僕はちょっと納得がいけないというか、ハードルが高いような気がするんで。(発言する者あり)

私は、あんまりそこは……（発言する者あり）

だから、私からは、こうしたらどうねという提案をさせていただいたけん、統一する必要はないってことですね、じゃあ。

いろんな提案をさせていただくということでいいですかね、委員会で。

久保山日出男委員長

そうですね。（「まとめないのならいい」と呼ぶ者あり）

江副康成委員

恐らく、今の話、民間施設でも、設置条例というか、公の施設として借りていますというやつを出せばいい話だと思うし、もし齊藤議員のような形で言われると、J Rの施設をと言われたですか、その施設も、公の市として借りることができる条項を入れておけば、可能性として、選択の幅が広がったなどは思いますけど。

以上です。

久保山日出男委員長

そうしたら、よろしいですか、協議のほうは。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、協議を終わります。

それでは、次に陳情第14号を協議してまいりますので、暫時休憩いたします。

午後0時13分休憩



午後0時14分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。



陳 情

陳情第14号鳥栖市内J R無人駅3駅のトイレ存続についての要望

久保山日出男委員長

陳情第14号鳥栖市内J R無人駅3駅のトイレ存続についての要望についてを議題といたします。

協議の参考といたしますため、執行部の皆さんに引き続き出席をいただいております。

委員から改めてお尋ねしたいことがありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

齊藤正治委員

これ、青年会議所が出しているんですけども、駅利用の不便さはもちろん、今後も成長を続ける鳥栖市のイメージダウンにもつながると考えておりますという、この部分ですね。

この文章は、調べれば分かりますけれども、トイレでまちづくりをしましょうっていう志があるわけですよ。

だから、そういう気持ちになって、やはりトイレをきちんときれいに整備せんばいかんというのを、ひとつ提案されているところもあると思うんですけども。

そういったものを、何でトイレが大切かっていうのが、やっぱり世界各地、トイレもないところ、たくさんあるわけですよ。

だから、そういうふうな、トイレでまちをつくっていきましょうというのは、やっぱり1つのキーポイントであろうかと思しますので、ぜひこの要望書については、そういったことも含めて検討をしていただくということで、お願いしたいと思っております。

西依義規委員

鳥栖市のイメージダウンにもつながると思われています？今の意見、担当課として。

森山信二 国道・交通対策課長

国道・交通対策課としましては、駅っていうもの自体が、やはりトイレとは別で、公共機関の交通の足というところでは、非常に大事な施設かなというふうな位置づけをさせていただいておりますので、当然、イメージ的なものも影響してくるんじゃないかというふうには、判断をさせていただいております。

久保山日出男委員長

ほかに。

[発言する者なし]

よろしいでしょうか。

それでは、この件に関しましては、正副委員長で内容をまとめまして、最終日にそちらを確認いただくことでよろしいでしょうか。

農林課

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書

久保山日出男委員長

それでは、経済部関係議案の審査を始めます。

農林課関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）及び報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

楠和久農林課長

それでは、議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、農林課関係分について委員会資料で御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

委員会資料2ページをお願いします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金41万円のうち、35万6,000円につきましては、田んぼダムに取り組む活動組織へ補助を行うための多面的機能支払補助金を補正するものでございます。

次の経営所得安定対策等推進事業費補助金5万4,000円につきましては、県補助金の内示により補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農業生産基盤整備費、節18負担金、補助及び交付金38万3,000円につきましては、田んぼダムに取り組む活動組織への補助金でございます。

詳細につきましては、3ページの主要事項説明書にて説明させていただきます。

田んぼダムにつきましては、右下に図を載せておりますが、田んぼの排水口に排水を調整するV字型にカットした調整板を設置し、排水のスピードを遅らせ、排水路の急激な水位上昇を緩和することで、下流域の浸水被害を軽減させる目的で行われる取組でございます。

田んぼダムの取組につきましては、令和3年度より、多面的機能支払交付金に10アール当たり300円の加算措置が設けられておりますが、10アール当たり300円では取組に必要な畦畔の管理などができないことや、要件となっております、2分の1以上の田んぼで取り組むこ

とが難しいなどの理由で、取組が進まなかったことから、佐賀県において独自の事業が設けられております。

事業内容について主要事項説明書で3つに分けて記載しております。

まず、一番上でございます、佐賀県田んぼダム推進事業でございます。

補助の内容といたしましては、田んぼダムに取り組んだ面積に対して、10アール当たり2,000円の補助金が交付されることとなっております。

今回、原古賀町では、約14ヘクタールで取り組まれることとなっております。

また、調整板についても県より配付されることとなっております。

補助の要件といたしましては、令和元年度及び令和3年度の豪雨により、浸水被害があった地域の上流域において、多面的機能支払交付金の活動に取り組む組織であること。活動組織の4分の1以上の田んぼで取り組むこととなっております。

財源については、全て県の財源となっております。

2段目に記載しております、多面的機能支払交付金の田んぼダム加算についてです。

今回、原古賀町では、全体の面積であります約17ヘクタール中、約14ヘクタールで取り組まれる予定となっておりますので、2分の1以上の面積となります。

このことから、国の多面的機能支払交付金の対象にもなるものでございます。

対象面積が、県の事業では、田んぼダムに取り組んだ面積が対象となっておりますけれども、国の事業においては、2分の1以上の面積で取り組むことによって、活動組織全体の面積が補助の対象となっておりますので、佐賀県の事業と、国の事業で対象となる面積が異なっております。

これについては、10アール当たり300円の補助金が交付されます。

財源につきましては、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担となっております。

3段目ですけれども、多面的機能の増進に向けた活動への加算についてです。

多面的機能の増進を図る活動を2項目以上で取り組むことによる加算措置がございます。

今回、新たに田んぼダムに取り組まれることから、活動組織全体の面積に対して、10アール当たり300円の補助金が加算されることとなっております。

田んぼダムの説明については、以上でございます。

次に、目7米需給調整総合対策費、節18負担金、補助及び交付金5万4,000円につきましては、経営所得安定対策を実施する鳥栖市農業再生協議会に対する経営所得安定対策等推進事業費補助金の県内示による補正でございます。

続きまして、報告第2号令和3年度鳥栖市一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告させていただきます。

4 ページをお願いします。

款6 農林水産業費、項1 農業費、営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業48万8,000円につきましては、令和3年8月豪雨による被災農家の種子購入について、購入時期が令和4年度となるために、補助金を繰り越すこととなったものでございます。

執行状況についてですけれども、6月中には水稻及び大豆の種子購入が行われる予定となっております。

次に、土地改良事業21万9,000円につきましては、鳥栖市土地改良区が実施する地域水利施設ストックマネジメント事業について工事完了に必要な工期が年度内に確保できなかったため、補助金を繰り越すこととなったものでございます。

事業の進捗状況ですけれども、今後、空気弁の点検及び改修が予定されております。

次に、基盤整備促進事業638万2,000円につきましては、鳥栖市土地改良区が実施する基盤整備促進事業の暗渠排水工事について、工事完了に必要な工期が年度内に確保できなかったため、補助金を繰り越すこととなったものでございます。

工事につきましては、本年4月で完了しております。

次に、河内河川プール整備事業590万円につきましては、令和3年8月豪雨により被害が発生した河内河川プールについて、復旧工事完了に必要な工期を年度内に確保できなかったため、工事請負費を繰り越すこととなったものでございます。

工事につきましては、本年5月で完了しております。

続きまして、款11 災害復旧費、項1 農林水産業施設災害復旧費、農林水産業施設災害復旧事業1億2,060万円につきましては、令和3年8月豪雨により被害が発生した農林施設について、復旧工事完了に必要な工期を年度内に確保できなかったため、工事請負費を繰り越すこととなったものでございます。

執行状況につきまして、農地農業用施設につきましては、全て工事が完了しております。

林道につきましては、一部、工事完了しておりますが、九千部山横断線ほか、林道災害復旧工事及び横井線林道災害復旧工事につきましては、10月末頃の工事完了予定としております。

また、九千部山横断線の1か所について、工法の見直しに期間を要していたものがございまして、現在、未発注でありますけれども、調整がつきましたので、本年度7月下旬に発注をする予定としております。

以上、簡単ではございますが、農林課関係分の補正予算説明とさせていただきます。

久保山日出男委員長

ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

3 ページ、多面的機能支払補助事業、田んぼダムの件についてお伺いします。

これは画期的っていうか、治水対策としてやっていく分には、かなり大きな一歩じゃないかなあと思っているんで、まず、5点聞かせていただこうと思っております。

私の一般質問であるとか、牧瀬議員の議案質疑の中でもあったんですけど、まず、5組織、今回話をされているはずなんですよ。

それで、5つの組織っていうのはどこだったのかっていうのが1点。

2番目に、その協議には誰が入って、どのような説明、協議をしたのか。

3点目が、今回1組織の方々が賛同していただく、4つの分が今回は見送るっていう決断をされたと思うんですけども。そのときの話し合いの中での賛成理由と反対理由はどういうものだったのかっていうのが3点目。

4点目が、今後の検証、今年状況を見て、また来年っていう話になっていくんですけど、補助期間が令和6年までっていう部分もありますんで、今後の検証っていうのは、誰がやって、その検証を基に、もう一回協議をするっていう話になるのかどうなのか、それが4点目。

5点目として、お金の問題、補助金の問題。

やっぱり上流の方にあんまりメリットはないんですよ。

そこで、県の加算があったから採択されたっていう部分もあると思うんですけども、市独自として加算措置っていうのは考えないのか、5つをまとめてお伺いします。

楠和久農林課長

まず1つ目ですけども、5組織につきましては、市内でも上流域にございます原古賀町、山浦町、平田町、立石町、それと飯田町、この5組織に説明をさせていただいております。

それで2番目、どういう協議、説明をされたのかということですけども、5組織のうち、原古賀町については、この活動組織の代表の方を含む3名の役員の方に説明をさせていただいております。

ほかの4組織については、代表の方、お一人に説明をさせていただいているところです。

説明の内容といたしましては、取組内容であるとか、補助金の内容、あとは堰板のサンプル等を見せて、今後のスケジュール等についても説明をさせていただいているところです。

3番目、賛成、反対理由ということですけども、主に反対っていうか、取り組まれなかった理由といたしましては、やはり、堰板をはめることで、農地の災害リスクに対する不安が

表れたようです。

あとは、それぞれの地域で、減反、転作に取り組まれているんですけども、その転作がローテーションをしていきますので、例えば、お米や大豆とかを作る年が回ってきて、例えば、大豆を作られる場合は、田んぼに水をためませんので、そういったことに対する管理がなかなか難しいというような意見が出ております。

また、平田町とかでは、畦畔そのものが低いということで、やはり畦畔が崩れるとかの不安が表れたということです。

それで、原古賀町については、今回取り組んでいただくことになっているんですけども、説明をする際に、堰板のサンプルとかを見ていただいて、そういったこともあって、これなら取り組めるんじゃないかと。

あと、佐賀県の交付金が2,000円になったことも1つの後押しになったかとは思いますが、そういったことを含めて、原古賀町のほうでは、取り組もうという判断をしていたところではあります。

4点目、検証の方法といたしましては、農林課におきまして、例えば、取り組んでいただいた農家の方にアンケートのようなものを取って、どういう効果があったとか、どういう不具合があったとか、そういった意見を伺うとともに、今後、私たちも、たくさん雨が降ったときに現地の状況を確認させていただくとか、実際どこまで確認ができるか分からないんですけども。大雨が降ったときに、その河川の状況が以前と比べてどうだったのかとか、検証できれば、そういったことも検証していきたいと考えております。

それで5番目の市独自の加算措置ということですが、今回初めて取り組むんですが、流域治水ということで、原古賀町が今回取り組んでいただきますので、その効果の状況とかを見ながら判断をしてまいりたいと考えております。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

私、一般質問中でも言ったんですけども、協議の場っていうのは、国が求めていることっていうのは、防災であるとか、結構大がかりじゃないけど、きちんと御説明をして、御納得をしていただける、地域全体みんな理解をしないといけないっていうところが示されて、大前提でされている中で、今回、代表者の方とだけされているっていう部分で、他の営農者さんたちの御意見というのは、代表者さんが持って帰って話をさせていただいていると思うんですけども、そこの意識だとか、目的意識っていう部分、もうちょっと全部の理解が得られるようにやっていただければありがたいなと。

あと、あぜの修理とか、その部分の補助対象、県でも令和6年までですよ、補助金。

それ、令和6年以降に壊れましたとかになったときに、補助してくれるのかとかいう部分も問題になってくると思うんですよ。

それで、今年が令和4年度なんで、今年の検証を基に、来年やるか、最悪でも令和6年までに進めていかないと、短期間、2年間か3年間の間で進めていかないと田んぼダムの補助金、県も切れるっていう状況になるでしょう。

だから、その部分では、市としてもやっぱり加算っていうのを考えていただかないといけないとともに、やっぱり広い面積でやっていかないと、効果が出にくいっていう部分があるんで。

その辺、しっかり考えて、せっかくこの事業、取組っていうのは、私は大変評価しているんで。

その部分、進めるためにどうするのかっていうのは、しっかりやっていただきたいなと思います。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規副委員長

現地視察に行きたいと思っているんですけど、例えば、田んぼダムを今度する面積とか、地図とか、どれぐらいの水の量が見込めるのかとか。その下流域のどこの部分と密接に関わっているのかというような資料ってありますか。

楠和久農林課長

現在、県のほうに交付申請する際も、上流域と下流域と大きく分けておりますので、今回、上流域で取り組むところがどういうところに影響するかっていう図面は、今、求められているものが細かく出ているか分かりませんが、そういうものはございます。

西依義規副委員長

現地視察のときでいいですか、皆さん、それ、準備していただきたいと思います。

以上です。

久保山日出男委員長

それじゃあ、その件に関しまして、私から一言ですが、今、おっしゃっているのは、全体的な計画の中で、どの部分が実施している面積と、写真入りとか、そういう表現でしてもらったほうがいいのか。そういうことでしょうか？

実施計画の中で、面積があるでしょう。原古賀町のどの部分とどの田んぼとかがあ

再開いたします。



商工振興課

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書

久保山日出男委員長

これより、商工振興課関係議案の審査を始めます。

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

6月補正予算中、商工振興課関係分について御説明いたします。

それでは、委員会資料5ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

歳入といたしまして、四阿屋周辺整備事業に係る起債でございます。

委員会資料の6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上から順番に、新築するトイレの建築確認手数料、駐車場整備で支障いたします樹木の伐採委託料、橋梁設置工事に伴う迂回路の用地借上料。

それから、トイレ改修工事費、橋梁下部工工事費、橋梁下部工工事費は迂回路の設置が主なものでございます。

それから、駐車場整備に係る工事費となっております。

委員会資料7ページをお願いいたします。

先ほど御説明をいたしました歳出の内容の主要事項説明書となっております。

事業内容につきましては、先ほど御説明をしたとおりとなっております。

委員会資料の8ページをお願いいたします。

報告事項といたしまして、繰越額が確定いたしましたので報告をするものでございます。

プレミアム付商品券発行事業につきましては、令和4年1月の臨時議会で御承認をいただきまして、3月から販売を開始しております。

年度をまたぎまして、現在も事業中でございます。

商品券の使用期間は8月末日までとなっているところでございます。

商品券は既に完売をしております。

それから、四阿屋周辺整備事業につきましては、現在も予算計上させていただいておりますけど、事業中でございます、令和3年12月に御承認いただいた額の繰越しでございます。

工事完了に必要な工期、それから用地取得につきましては、買戻し、それから駐車場拡張用地につきましては、完了いたしております。

なお、補正予算の参考資料を先ほどの御説明だけでは不足していると思われましたので、予算の参考資料を別途提出しておりますので、御覧いただけますでしょうか。

四阿屋周辺整備事業の概要についてということで図面をつけているものですが、

令和3年12月の補正のときに、同じく図面をおつけしたものの、時点修正を行ったものがございます。

まず、資料の左上に四阿屋周辺整備事業概要と書いておりますけれども、令和3年度を青文字、令和4年度を赤文字、令和5年度と緑で色分けをしております。

まず、資料の左側、四阿屋周辺整備事業概要と書いているところの下でございますが、1. 用地購入と書いておりますけれども、ここにつきましては、先ほど申し上げたとおり、令和3年度予算で繰り越しておりましたけれども、買戻し、それから、用地購入等も完了をいたしております。

次に、資料の右上になりますけれども、2. 駐車場整備と書いておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、用地買収が完了いたしましたので、今年度、駐車場の整地工事などを行う予定といたしております。

その下、3. トイレ改修でございますけれども、昨年度設計が終わりまして、今年度、既設トイレの解体及びトイレの新築を行う予定としております。

次に、その下に箇所図をピックアップして出しているのが分かりますでしょうか。

橋梁のところの左岸側の付け根といいますか、でございますけれども、ここにつきましては、詳細設計のほうが終わりました、橋梁と護岸が一部民地に支障をいたします。

県のほうで測量してもらっております、現在、県が用地買収に当たっての土地の評価を行っております。

終わり次第、橋梁に係る部分の用地購入費ということで、予定ではございますが、9月補正予算に計上したいというふうに考えております。

測量をしております用地につきましては、110平米ほどになっております。

次に、4. 橋梁設置でございますけれども、県の護岸工事に合わせまして今年度中に下部

工の工事を終えまして、来年度、上部工の工事に取りかかりたいと予定をしておるところで
ございます。

なお、橋梁の下部工の工事に当たりまして、掘削範囲がちょうど橋梁の右岸側に私道がご
ざいますけれども、そこに赤く迂回路を色づけしておりますが、橋梁の設置、下部工の工事
に当たりまして、掘削範囲が市道の道路部分にまで及びます。

それとあと、上部工を設置する際に、大型クレーン車の設置が必要となってまいりますの
で、道路については、その都度その都度、通行止めが発生するというところでございまして、
その対応といたしまして、地元や地権者とも協議の上でございしますが、迂回路を設けまして
地元住民を含め、来訪者等の通行の妨げとならないように、工事を進めてまいりたいと考
えております。

最後に、5. その他施設といたしまして、来年度、橋梁や遊歩道等の整備後に案内板等の
設置を予定しているところでございます。

以上、説明を終わります。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

これ、進捗状況はどのぐらいになつとるね？これ令和3年度計画で、3年間の進捗状況。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

進捗状況といたしましては、用地買収等につきましては、先ほどの橋梁設置分のところは
ちょっと除きますが、用地買収、買戻しに関しましては完了しておりまして、県のほうの護
岸工事につきましては、詳細設計等が今月で全部完了するというふうになっております。

橋梁の上部工の設計も完了することになっておりまして、いよいよ今年度、出水期が明け
ましてから、本工事のほうにかかっていくものと思われま。

来年度につきましては、先ほど申し上げたとおり、予定ですと上部工の工事等に取りかか
っていくという予定となっております。

以上でございます。

小石弘和委員

工事する場合は、設計図に基づいて、地元業者を設定していくわけ？

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

指名競争入札で地元業者と考えております。

池田利幸委員

1点だけ、ごめんなさい。

素人のようなことを聞くんですが、出水期明けていったら出水期はどこまでを見るものですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

通常、梅雨でございますけれども、梅雨があつて、それから、7月、8月ぐらいまでが出水期って言われるところになりますので、通常は9月です。

池田利幸委員

出水期明け、僕も梅雨だろうなって思いながら、出水期明けていったら、子供たちが夏休みとかで一番来るときに工事を開始するのかなっていう部分が気になったんで、その辺はどうなんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

我々もそこは心配をしているところでございますけれども、そういった夏休み期間を外して、工事は行う予定をしております。

西依義規委員

この地域の上下水道の状況ってどうですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

下水道につきましては、場所によりますけれども、今のトイレについてはつながっています。ただ、あの位置だからつながっています。

あそこより低い位置になると、勾配が乗らないと聞いています。流れていかない。

それと浄水につきましては、井戸水になっています。

浄水は来ておりません。

西依義規委員

この間、委員会で京都の亀岡市っていうところに行ったんですよ。

そこはトロッコ列車の駅のところを、観光ビジョンをつくって、そこに地区計画の運用指針をはめ込んで、もちろん民間提案とかでできるなら、どうぞっていうふうにされていたんで。

今、四阿屋周辺整備の全体ビジョンっていうか、藤田議員も御質問されていましたが、市はどういうふうにしたいんだっていうのがなかなか見えないんで、県からの提案があったんで、じゃあ鳥栖市はここまでしましようというふうに見えるんで。

例えば、整備をもっともっとやっていくのか、もうこれで終わりなのかとか、この観光資源をどう活用しようかというのは、担当課で何か考えてあるんですか？

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

今回の工事は、何度も申し上げますけれども、県の公安工事に合わせまして、連携協力し

て、地元とも協議の上、進めていくものでございます。

けれども、亀岡市の話は、私も資料を頂きまして、勉強をいたしました。

そういったところの先進地っていう状況も踏まえた上で、亀岡市みたいに観光ビジョンを持って、そこに民間の地区計画を持って、誘導させていくっていうところまでのビジョンはまだ描けておりません。

ですので、西依議員もよくおっしゃっているように、河内ダムとか河内周辺も含めて、そういったレクリエーションの場、自然に親しめる場になっておりますものですから、そういった検討が必要になってまいっているというふうには認識をしております。

西依義規委員

私も何でもかんでも市がするのは反対なんですよ。

やっぱり民間の力をどうにか誘導して、そのために邪魔なら規制を緩和する。

もちろん上水道の問題は大変な問題かもしれんですけど、何とか来年、再来年じゃなくて、長期的に見て、市が土地を買って、草を刈って終わりじゃなくて、もし民間さんが何か利用したいのであれば、じゃあその地区計画で、条例で変えれば使えますよみたいなふうにして、もうちょっと有効利用を考えてほしいなと思ったんで聞きました。

以上です。

江副康成委員

すいません、何点か質問させてください。

まず1点目、主要事項の7ページで、橋梁下部工工事費1,200万円出ているじゃないですか。

本当、この資料を見るまでは——これ市債と一般財源で、財源の内訳が出ていますよね。

先ほどから説明があるように、県の護岸工事に合わせて、下部工工事まで、護岸工事的なところでもあるから、本来そこも県がするというで動いていたと思うんですけども、その辺りの話は御存じですよ。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

今回に限らず、随分前から県の護岸工事っていうのは、ここは計画をされておったというふう聞いております。

江副議員が言われるように、橋梁の設置については、県の水辺空間事業等を活用できないかということで、佐賀東部土木事務所のほうで検討されたというふうに認識をしておりますけれども、その実施がかなわないということを県のほうが判断をされたものですから、じゃあどういうふうに護岸整備と周辺整備をやっていくかということ土木事務所とも協議をしながら、もちろん地元も含め、関係者も含めて協議をしてまいった次第でございます。

以上でございます。

江副康成委員

鳥栖市からすると、そこまでに出してもらっていて、それを後押しするということがあったやつが、ここまで降りかかってきたというように、私は見えてしまうんですけども。

その辺りのできなくなった理由みたいなところは、県のほうはきちんと御説明されたんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

私の聞き及んでいる範囲でございますと、先ほど申し上げた水辺空間事業については、現在実施をしていないと、こういうことでお聞きしております。

江副康成委員

それ以上のことは言いませんけれども、ただ、1,200万円、これが本来であれば、県のほうでやってもらう予定が、そのままかなうんであったのであれば、ほかのところに鳥栖市の財源を当てられたんだらうなと思ってですね。非常に私としては、残念だなと思ったということでございます。

この点はこれで止めておきます。

それとあと、トイレの工事が始まります。

そのときに、今トイレが使えない期間が出てくるのか、その辺りの御説明をよろしく願います。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

トイレの改築工事につきましては、先ほど申し上げたとおり、既存のトイレについては解体をして新築することといたしております。

先ほど池田議員からも夏休みはどうするのかというようなこともございましたが、夏休み期間中には工事を実施しない予定としておりますので、いわゆる出水期後になりますけれども、解体をいたしまして、新築をいたします。

その期間につきましては、その場所ではございませんが、上流側に2分ほど車で行きますと、筑紫神社のトイレがございますので、看板等を設置して、その案内で促したいと思っております。

また、工事とかが入ってきますので、入札していただいた業者さんに話すことにはなるかと思うんですが、工事の業者さんのトイレ等が設置されるのかなと思っておりまして、そこも活用できないかなあとは思っております。

江副康成委員

ありがとうございました。

今、無人化に合わせて、トイレの話も、請願まで出て、話されているけれども。

こちらのほうのトイレも、非常に使い勝手が悪くなるんだらうかっていうことで、非常に心配されている方が既に出始めていますんで、その辺りの対応をきちんとよろしく願いしときます。

最後に、さっき西依副委員長のほうからも話が出ましたけど、地域資源活用型の地域計画を立てて、最終的にこの地区をどういう形で利用をするのかというところで、開発行為を認めながら進めていくというところの中で、今、2分ほどと言われました。

ここは夏の遊泳場というか、避暑地的な使い方のほかに、年中通して、勝尾城、あるいは葛籠城という形の、入り口っていいですか、そういうベースにもなっているところでありまして、その資料館が上にありますけれども、こういった形で使うのかというところも含めて、地区計画を立てて、きちんとした、お客様を迎えるような利便性——施設も現しながら、やっていくという形、先ほどと同じ質問になるかもしれませんが、所管は生涯学習課になるかもしれませんが、勝尾城のほうはですね。

ほかの部署にも働きかけて、全体的に、お客さんをもてなすってというか、ウェルカムするのは商工振興課がまず本部だと思うけれども、併せて、今後、積極的に進めていくべきだと思いますか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

先ほどの西依議員からの御質問と同様な御意見かとは思いますが。

江副議員もおっしゃられるように、商工振興課だけではなくて、貴重な文化財ございます。

本市の自慢である文化財でございますし、あと、観光協会、それから、地区計画でいいますと、都市計画課、それから農林課も関わってまいるかと思うんですけれども。

そういったビジョンとございますか、そういったところの位置づけっていうのは、既に都市計画マスタープランで、この地区っていうのは、まさにそういった位置づけになされてあるんじゃないかろうかというふうに認識をしております。

まずは、ハード面でございますけれども、県の護岸工事と併せて周辺整備を一定整えさせていただきますと考えておりますけれども、その次のステップといたしまして、そういったビジョンの検討というのは必要になってくるんだらうと思っております。

江副康成委員

今後のことも考えて、これが終わりということじゃなくて、次もまたあるということを念頭にきちんと進めてください。

お願いします。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。



議案乙第19号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

久保山日出男委員長

次に、議案乙第19号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

次に、追加議案でございますけれども、商工振興課関係分について御説明をいたします。

議案乙第19号一般会計補正予算（第3号）、委員会資料が別になっておりますけれども、2ページをよろしいでしょうか。

今回の追加議案は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内示に伴う補正でございます。

新型コロナの影響を受けております地域経済の回復を図るために、プレミアム付商品券事業の第2弾を、現在行っております第1弾と同じく、商工会議所と連携、協力して実施するものでございます。

その下にございますものは、観光イベント感染防止対策臨時支援事業補助金といたしまして、本市を代表いたします観光イベントの開催に当たりまして、感染防止対策に要する経費を補助するものでございます。

委員会資料の3ページをお願いいたします。

事業の内容といたしましては、商品券事業でございますが、第1弾と同じくワンセット5,000円分の商品券を4,000円で販売をいたします。

プレミアム率は25%で変わりませんで、ワンセットの内容も第1弾と変わらず共通券2,500円、専用券2,500円といたします。

なお、この事業に関しましては、参考資料を別途提出しておりますので、御覧いただけますでしょうか。

委員会の参考資料、プレミアム付商品券発行事業第2弾についてということで表紙がついているものでございます。

こちらの2ページをお願いいたします。

第1弾と第2弾と比較してどうなのということでございますけれども、まず発行総額につきましては、電子につきましては、第1弾と同じく2億5,000万円分。

紙につきましては、第1弾から1億5,000万円分増やしまして、3億7,500万円分です。

合わせまして、6億2,500万円分を発行をいたします。

発行数につきましても、御覧のとおり、紙の発行数が増加いたします。

なお、紙の商品券を何で増額させたのかという理由でございますけれども、第1弾で電子それから、紙とも4月7日から一般発売を開催をいたしております。

紙につきましては、4月7日の一般発売初日で完売をいたしております。

その後も市民の方から、紙の商品券につきまして追加販売等の御要望を多数お受けしておりました。

そういったことから、今回増額して対応することとしたものでございます。

また、電子商品券につきましては、5月19日に完売をしたところでございます。

第2弾の購入限度額は、お一人当たり電子20セット、10万円分。

紙も同じく20セット、10万円分。

合わせまして40セット、20万円分と予定をしているところでございます。

購入に関しましては、第1弾の状況を踏まえまして、どなたでも購入をいただき、電子につきましては、申込み不要といたします。

紙につきましては、販売時の混雑を避けるために、はがき等によります事前申込みを今回も予定をしております。

なお、申込み多数の場合は抽せんいたしますけれども、達しなければ一般販売を行いたいと思っております。

第1弾の先行発売の状況を申し上げますと、第1弾のところに記載をしておりますが、電子のほうが発行数の事前申込みというのが23%でございました。

紙のほうは、発行数の54%の事前申込みでございまして、残る分につきましては、全て一般発売ということでさせていただいております。

ですので、今回、紙につきまして増額をしておりますが、申込みが来ましても、ある程度はまた一般発売で、はけていくのかなというふうには認識をしているところでございます。

それから、販売期間、使用期間に関しましてでございますが、第1弾の商品券事業を現在行っておりまして、使用期間が8月末日まで、店舗等の換金期間が9月の末日までとしております。

それで間をあけることなく、引き続き、10月1日から第2弾の販売及び使用を開始したいと思っております。

年末年始を挟みまして令和5年1月末日までの使用期間、換金期間は2月末を予定しているところでございます。

資料の3ページ目をお願いいたします。

事業費1億8,550万円の内訳でございます。

プレミアム費が25%つきますけれども、こちらが1億2,500万円。

商品券のシステム費用等が3,647万6,000円。

印刷広報費及び通信運搬費が1,332万円。

管理費が1,070万4,000円。

合わせまして、1億8,550万円の予算でございます。

委員会資料に戻っていただきまして、主要事項をつけております4ページをお願いいたします。

観光イベントにつきましてでございますが、新型コロナの影響によりまして、御承知かと思いますが、ここ2年間、中止、延期、縮小を余儀なくされてきております。

今年こそはと、3年ぶりに、どうにかしてイベントを開催できないかと、各実行委員でも苦慮されておられるところでございます。

今回、観光イベントの開催に当たりまして、感染防止対策に要します経費に対しまして補助をするものでございます。

補助対象イベントといたしましては、御覧のとおり、観光イベント推進補助金の交付を受けているイベントでございます。5つのイベントといたします。

補助対象経費に関しましては、記載のとおり、感染防止対策に要する消耗品を対象といたします。

なお、補助上限額でございますけれども、通常開催時のイベントの参加人数、これを基に、概算の人数、1人当たり1,000円をかけまして、補助上限額といたしております。

なお、本補助金は観光イベント推進補助金と同様に、観光協会を通して間接補助といたします。

以上、説明を終わります。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和議員

今の観光費330万円は、国の補助金で賄うと。

前の600万円ぐらいは、もう予算でやっているわけよね。

これは国の補助金に合致するわけ？

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

新型コロナの臨時交付金ということでございまして、感染対策に要する経費については、合致をいたしまして、なおかつ、こういうふうな、状況によってでございますけれども、開催をいたしますイベントの感染対策に要する経費であれば合致をすることになります。

小石弘和議員

それから、先ほどのプレミアム商品券、はがきで申し込むって。

俺、聞かれたばってん、はがきはどこにあると？

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

はがきにつきましては、もちろん、官製はがきとかでもよろしいんですけども、そういうのが手間かと思われたので、第1弾につきましては、全世帯にポスティングをいたしました商品券事業のチラシに、はがきを掲載をしております、お手数ですけども、それを切り取って投函していただくというスタイルを取っております。

以上でございます。

小石弘和議員

それは、切手は要らないわけ？そして、ポスティングされた分は、いつされとると？

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

事前申込みをされて、抽せんにあたれば、優先的に購入ができるという権利になりますので、すみませんが、切手を貼ってお出しいただくことといたしております。

小石弘和議員

ポスティングの日には？

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

事前申込みが今年の2月1日から2月14日まででございましたので、1月下旬頃に……（「第2弾は」と呼ぶ者あり）

第2弾につきましては、資料のほうですが、予定ではございますけれども……。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

事前の申込みは、8月の下旬開始を予定しておりますので、その前にはお配りをしたいと思っております。

野下泰弘委員

すいません、先ほどと同じですけど、切手を貼るのが非常に面倒くさいということで、前回、郵便局にかなり行列ができていたんですね。

当日購入というんですかね、一般発売、郵便局以外の販売というのは、今回あるんでしょうか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

第1弾につきましては、おっしゃられるとおり、市内7か所の郵便局で、一般発売につきましては、行っております。

それで先ほど、はがきを投函するのが面倒で、一般発売を待たれたお客様について、殺到されたということがございますけれども、第2弾につきましては、はがきでない方法についても、業者のほうからの提案をいただこうと思っております、例えば、ネットで申し込めるのかどうかとか、検討してまいりたいと考えております。

ですから、我々としては、もちろんPRについては市内優先にやるわけですが、事前の申込みである程度完売できればなというふうには考えております。

野下泰弘委員

そうしたら、できるだけ先行販売で売っていただいて、郵便局の駐車場、どこもかなり小さいらしいので、苦情が多かったのです。その点、対策をしていただければと思います。

あと、このシステムですが、前回と同じ電子システムだと思うんですが、結局、同じものを今回使われるんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

電子システムでございますけれども、そこについても、業者からの提案によって、変えることも含めて検討してまいりたいと思っております。

そのまま行くのも選択肢としてございますし、変えるってということも検討をしたいと思っております。

野下泰弘委員

前回、私、質問させていただいたんですけど、同じものを再度利用することで、システムの契約が少しでも安くなるというふうに前回おっしゃっていたんですけど、今回、あえて変える理由ってというのがないと思えますし、恐らく、今回電子があまり売れなかったということで、紙ベースが多くなったんですけど、そこは、同じものをやはり使用したほうが良いと思うんですけど。

どういった考えで——入札の絡みか何かですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

もちろん、そのままのシステムで行くほうが経費のほうも安いというふうに思われます。

それで、そのことに関しましては、プロポーザル方式を取りたいと考えておりまして、その中で、よりよい、使いやすい、なおかつ、経費も含めて合致するものがあれば、変更するということも含めて検討したいと思っております。

それで、今のシステムがどうなのかっていうこともございますけれども、今のシステムが、

セキュリティー上、毎回、1日置きにログインをするというような手順が、一手間入るようになっておりまして、そこについては、セキュリティーを気にされる方はそれが安全だとおっしゃられる方もおられるんですが、レジでお支払いをする際に若干面倒とおっしゃられる方の意見もございます。

そこは、アプリケーションのダウンロードで行けるというシステムでございますれば、毎回のログインが必要なくなる可能性がございますので、その使い勝手も含めて、経費も含めたところでプレゼンテーションを行いたいというふうに考えております。

野下泰弘委員

ありがとうございます。

おっしゃるとおりですけど、やはり今回、かなり高齢の方が、事前の勉強会とか、結構いらっしやっていたと思うんですよね。

前回よりは、先行販売に合わせて——早く販売したということもあったんですけど、やはり今回、紙を多くしたというところも含めて、高齢者がやっぱり、なかなか使えない方が多いというところで、電子っていうのがあんまり売れ行きがよくなかったと思うので。

できれば、もう今回に関しては、私は様子を見ていただいたほうがいいのかなとは思いますが、再度、違うシステムを、御高齢の方が勉強するっていうのは、本当に大変と思いますので、できれば同じシステムを使っていたきたいと思います。

あと、今回、半分以上が紙ですけど、逆に言うと、私、電子を残すメリットがないのかなと思うんですけど。

費用対効果も含めて、どういうふうに思われているんでしょうか。

今後とも、電子をやっていく意味っていうのが、もうこれだけ紙を販売すると、あまりないと思うんですよ。どっちも多分、お客様としては買われると思うので。

今後、電子に持って行って、手続を軽くするなら、前回、すごく賛成だったんですけど、これだけ紙媒体を撒いてしまうと、電子のメリットというものがもうないと思うんですよね。

どういうふうに考えられているのかなって。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

発行額に関しての御質問かと思えます。

前回につきましては、発行額については電子のほうが多うございまして、キャッシュレス化の推進とか、非接触の推進ということもございまして、実験も含めたところで、初めての試みでやったところがございます。

それで、先ほど御説明の中で申し上げましたけれども、やはり紙に対するニーズがどうしても高いということもございまして、事業者支援、景気対策ということも兼ねてやっている

わけでございますけれども、昨今の物価の高騰、そういったものにも対応すべく、高齢者の方のなじみのある紙っていうものも、やはり、今だからこそ増額したというところも背景としてはございます。

ですから、今回、こういう形で発行をして、また状況を見て、また再度するときがございましたら、第1弾、第2弾を踏まえたところで、デジタルについての発行額、割合等については、検討を行っていくことが必要だというふうに考えております。

野下泰弘委員

分かりました。

ぜひ検討、よろしく願いいたします。

西依義規委員

前回と発行枚数が違うんですけど、これは、国庫補助金等の額で決まってくるんですか。

前回より多いという理由。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

補助金の総額は、恐らく二億幾らか程度で、前回と変わりがなかったと思うんですが、今回、各コロナの交付金を活用した事業の選定を庁内で行っておりまして、商工振興課といたしましては、より事業者支援を手厚くしたい、そういう思いから、こういう額を設定したところでございます。

西依義規委員

もちろん、市民の皆様方に1つでも多くの枚数を配るっていうのは、市民サービスとしては適していると思うんですけど、予算のアップが決まっていて、いろんな選択肢があるのであれば、もちろん今、本当に困っている事業者への直接支援も含めてコロナ対策でしょうから、そういったのは検討しなくて、一概にプレミアム商品券を増刷したっていうのが……、その辺も検討されましたか。

要は、中小零細事業者がコロナに困っている方々に直接支援をするっていうところの選択肢というのはあったんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

経済対策を行うに当たりまして、もちろんいろいろ庁内でも検討は行ってきておりますけれども、商工振興課といたしましては、今、コロナの状況を踏まえまして、若干ではございますが、日常が戻りつつある状況の中であると思っております、そういう状況の中で、より景気を回していくということに主眼を置きまして、商品券事業ということを選択をいたしております。

西依義規委員

もちろん市外で、今まで買っていた方が、多分、2割引きぐらいのプレミアムなんで、買おうって、そういう購買が変わったのは事実だと思うんですよ。

ただ、コロナ対策っていういろいろある中で、あんまり賛成じゃないんですよ、プレミアム付商品券、前から。

それで、もっと言うなら、何で市の自主財源を入れないのか、前回は思ったんですけど、国庫補助金が来ましてって、国のお金だから、これ、そのまま使います。

いや、市民のため、市の事業者のために市の自主財源を入れて、もっともっと多い、プレミアム利率とか、いろんなサービスを上げて、今のこの危機を乗り越えようっていう検討をされたのか。

前回は多分、質問したと思うんですけど、その辺は、今回、市の財源も使って、この事業をもっとよくしようとは思われなかったのかだけお聞かせください。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

事業の内容については、様々検討を行ってございまして、財源につきましては、正直申し上げまして、私たちのコントロールにないところもあるものでございますので、我々のほうで検討したかと言われると、財源については、商工振興課のほうでは、検討は行っておりません。

西依義規委員

野下議員の御質問と似ているか、反対か、よく分からないんですけど。

前回、紙と電子の比率で行ったのであれば、今回も紙と電子の比率で行けばいいのに、いろんな高齢者の問題もある中で、そこをころっと変えられるのが、姿勢として一貫性がないというか、覚悟がないなと思って。

電子——皆さん、だんだん波及して、普及して、何でちょっと言われたからって言って、また紙を増やすっていう……、商工振興課って、これをやっていくんだぞっていうのが、ちょっと弱いんじゃないかなと。

もちろん、一部のお声があると思いますよ。

だけど私は、紙と電子の比率は、前回どおりいくべきじゃなかったのかなという意見だけ申し上げます、終わります。

江副康成委員

今、プレミアム商品券の話がずっと出ていまして、電子に対する分が悪いなというふうな印象で聞いておりました。

それで、紙の方を増やされたのは、私は、今回望ましいのかなと。

というのは、紙の販売で、買いに行ったけれども、買えなかったという方がやっぱりおら

れて、全体的に紙の販売は少なかったんだろうなという思いもありまして、また、声も届けたと思うんですけど、それはいいんですけども。

ただ、電子プレミアム商品券は、非常に使い勝手がいいということも、やっぱりお話しとかんといかんなど。

特に、紙のやつは、500円が1つの単位でしょうけれども、例えば、電子のやつは100円のやつでも、そのまますんなり決済できるとか——少額でも。

そういうようなメリットもありますし、そうした場合に、電子のやつで、もともと使い勝手があって、景気を浮揚させるっていうか、小さな買物でも、お客さんがいっぱい駆けつけると、何か賑わっているなというような雰囲気も出るし、商工振興的な意味合いだと、非常にいいのかなと思うんですが。

実際、電子のやつを使う中、お店において電子プレミアム券が使えるところと、紙しか使えないところ、そもそも商品券使えないところ、その3つあるんですけど、同じような形態でも、紙しか使えないというところが多々あるんですよ、周りにも。

その辺りは、今後第2弾を迎えるに当たって、同じような——本社が一括して管理しているところのシステムに、個別の店舗ごとにするか、しないかというところの判断をするときの整合性がなかなか取れないというところで、今のようになったということですけども。

大きな構えの何々店、何々店でもやっているところはあるもので、その辺り、どうやったらできるのかとか、そういうところの調査というか、そういうやつは調べられて第2弾に望まれるかどうかをお聞きしたいんですけど。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

その辺りの調査を改めてはやるわけではございませんけど、先ほど申し上げたとおり、プロポーザルを検討しておりまして、事業者からのよい提案、その辺りも聞きたいというふう考えております。

以上でございます。

江副康成委員

電子プレミアム商品券が使えるところが増えれば、恐らく非常に使い勝手がいいなという方がたくさん出てくるんだろうなと思いますので、ぜひその辺りの御検討をよろしくお願いします。

久保山日出男委員長

手短にお願いします。

西依義規委員

すいません、観光イベント感染防止のほうで、ちょっと一言。

久保山日出男委員長

それでは、次に報告第4号決算認定に関する議案の否決を踏まえて講じた措置についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

こちらにつきましては、資料はございませんで、議案書の12ページをお願いいたします。

報告第4号でございます。

決算認定に関する議案の否決を踏まえましてでございますが、平成29年度、それから、平成30年度産業団地特別会計の決算認定に関しまして、議案の否決を受けております。

それにつきましては、地方自治法の規定によりまして、是正をしたならば報告することとなっておりますので、報告するものでございます。

不認定となった日付に関しましては、平成29年度決算が、平成30年10月9日。

平成30年度決算が、令和元年10月7日となっております。

不認定の理由といたしましては、新産業集積エリア整備事業の用地取得に係る農地法違反ということで不認定となっております。

講じた措置の内容でございますけれども、農地法違反状態を認識してから以降でございますが、認識をしたのが平成29年5月以降となっております。

それ以降の事務処理につきましては、農地転用許可を条件とした適切な事務処理を行って、売買契約を締結しております。

それから、農地法違反状態の是正につきましては、登記を戻す方法と戻さない方法で検討をいたしまして、本市といたしましては、登記を戻さない方法で申請を行うことといたしました。

令和4年、本年、1月4日付で農地転用申請を行いまして、農地転用許可につきましては、佐賀県のほうから、本年4月13日付で許可を受けております。

このことによりまして、本事業用地取得に係る農地法違反状態については是正をしております。

以上でございます。

久保山日出男委員長

説明が終わりました。

この際、委員から確認しておきたいことなどありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございます。

報告第4号についてを終了いたします。



報告（商工振興課）

鳥栖市産業団地検討調査について

久保山日出男委員長

次に、議案外ではございますが、執行部から報告を行いたい旨の申出がっておりますため、これをお受けしたいと思います。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それでは、議案外ではございますけれども、鳥栖市産業団地検討調査について、結果概要のほうを御報告を申し上げたいと思います。

令和3年度にコンサルタントに委託を行いまして実施をした業務でございます。

ページを開いていただきまして、①鳥栖市産業団地検討調査業務。

業務の概要でございますけれども、本年3月に策定をいたしました第7次総合計画、これに基づきまして、鳥栖市の土地利用構想、これの具体化の検討のために、調査、検討を行ったものでございます。

土地利用構想につきましては、総合政策課のほうで、平成30年5月に策定をしております。

土地利用のゾーニングを実施いたしまして、住居系、図面でいいますと黄色いところで約10ヘクタール、それから工業系、約90ヘクタールを区分いたしまして、土地利用計画を策定をしております。

そこにつきまして、産業の拠点としての適性について、採算性を含めた調査を実施したものでございます。

検討のアプローチにつきましては、御覧のとおりでございます。

取りまとめた結果の概要をまとめております。

次のページでございます。

主な調査結果といたしまして、検討のアプローチ、(1)計画地の現況整理でございますけれども、こちらにつきましては、浸水想定区域、いわゆるハザードマップの浸水想定区域ということもございまして、盛土高等について検討を行ったものでございますが、コンサルタ

ントが示す最適案といたしましては、市道飯田・水屋線、今、道路改良事業を行って、若干、現道が高くなっておりますけれども、その市道部分レベルと同じ造成高、1から1.5メートルが適切ではないかということで出ております。

考え方といたしましては、こちらにつきましては、ハザードマップでは3メートルから5メートルの浸水想定区域でございますけれども、ここ数年の大雨でございますが、過去5年間のうちに、大雨と呼ばれるものが3回ほどございましたが、その際の浸水履歴を確認いたしましたところ、通行止めの履歴がございません。

ということでございまして、市道高での造成が適切ではないかという検討を、最適案となっております。

それと次でございますが、(2) 産業用地整備エリアと概算事業費の試算でございますが、こちらにつきましては、約90ヘクタール、全体。

それから、ここにイメージ図として記載しておりますけれども、県道でございますアクセス道路、酒井西小郡線より北側、約34ヘクタール規模が適切ではないかというコンサルタントの最適案でございます。

なお、こちらにつきましては、先ほど申し上げた造成高等で造成をいたしますと――現在の事業費ではじきますと、概算事業費が約140億円。

それから、現在の事業費で分譲単価を出しますと約4万9,000円と試算しているところでございます。

このゾーニングにつきましては、開発規模を抑えることで、スピード感を持った造成工事、それから企業誘致が期待できるということで、こういう結果となっております。

事業手法につきましては、いわゆる官だけで整備する方法。

それから、公民連携と書いておりますけど、公民連携で整備する手法等、様々検討を行っておりますけれども、最適案といたしましては、公民連携によります整備手法、民間主導型を最優先に検討すべきではないかという結果でございます。

公共側の財政負担、それから民間主体となりますもんですから、企業ニーズに即応したようなスピード感を持った事業が期待できるとされております。

経済波及効果も一定効果が見込め得られると試算を行っております。

それと、誘致が考えられます業種でございますが、位置的に、もちろん物流業、配送業、それだけではなくて、医薬、先端技術、食料品、医療、それから、卸売、小売業も検討できるのではないかという最適案が示されておるところでございます。

次のページをお願いいたします。

そういった調査結果を踏まえまして、今後の課題、それから予定について記載をいたして

おります。

まず、事業化に係る推進体制の構築が重要であろうかというふうに考えております。

庁内での組織的な体制、もちろんですけども、国、県、市内部の関係部局との推進体制の構築というのが必要不可欠であるというふうに考えております。

それと、事業化に向けた主な課題といたしましては、地権者、それから住民合意形成というところで、いわゆる、ここは青字でございます、優良農地とされている場所でございます。

大規模に営農をされておられます農事組合法人もございますことから、合意形成が丁寧に必要なであると。

それと、浸水想定エリアでございますもんですから、下流域の住民の安全確保、それから、十分な対策と丁寧な説明が必要であるとなっております。

それから、各種法規制の許可取得ですけども、特に、青地でございますので、農振除外ですね。

それから農地転用、これが課題となってまいります。

それから、インフラの整備はもちろんでございます。

それとあと、市街化調整区域で民間開発を行うとした場合に、今、都市計画課のほうで検討をされておりますけれども、民間事業者が調整区域で地区計画を策定できるようにするためには、地区計画の運用基準というものが必要になってまいります。

今後の予定でございますけれども、サウンディング型市場調査の実施と書いておりますが、当該企業の立地の開発可能性について事業者の意向を確認をしたいというふうに考えております。

事業者のほうの意向、それから市場調査を実施しまして、あと、地元の関係者の方にも、意向の確認、ヒアリングは必要かなというふうに思っております、そういったことを踏まえまして方向性を見出していきたいというふうに考えております。

以上、簡単ではございますが、終わります。

久保山日出男委員長

説明が終わりました。

この際、委員から確認しておきたいことなどはありませんでしょうか。

齊藤正治委員

新しい団地ということで、90ヘクタールですけども、一番は河川の氾濫、これをどういうふうに考えているかっていうと、あんまり考えていないと。

味坂スマートインターから酒井西小郡線、これは土盛りですもんね。だから、橋梁じゃな

いとですよ。

ということは、ここで止まるということよね、逆に言えばストップする。

じゃあその水はどこに流れていくかという話。

それともう一つは、このまだ南側の水屋のところに、鳥栖久留米道路が、バイパスが入ってくるじゃないですか。

これもボックスカルバートと橋梁の組合せですたいね。

そうしたときに、河川の水の流れって、全然分からないっていうか、今これだけ水が、いろいろ言われているのに、田んぼダムだとか言われているのに、そういったことの計画がここになんかいないっていうのは、これは検討すべき問題だろうと思いますけれども、いかがでございませうか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

齊藤議員がおっしゃられるとおりでと認識をしております。

仮にここを開発するといったしますと、やはり水の問題が出てくるわけでございますけれども、現在、都市計画課のほうで地区計画の運用基準を策定をするということで進めておりますが、その地区計画の運用基準となるものについては、その辺りも含めた――農地が造成されて、遊水池機能が損なわれるということに対して、開発区域内の農地が保有しております、いわゆる田んぼダムの貯留機能を確保できるような調整池容量、これは佐賀県の基準を上回る容量で設定を検討したいというふうな意向を聞いております。

ですので、そういったハード的な対策っていうのは必ず必要になってくると思いますので、佐賀県の基準どおりということにはならないのかなというふうに認識をしております。

齊藤正治委員

今、お聞きしていますと、いかにも水対策をやっていますよっていうふうな話だけど、結局、河川を新しく造るか、もう筑後川は満杯なのに、どうやって河川を拡幅するか、下水のマンホールじゃないけど、東京みたいに造るかっていうところやけど。

だけど、筑後川で止まってしまうわけですよ。

それなのに、こういうふうになんか――鳥栖市の発展のためには確かに必要なことかも分からんけれども、そこら辺をやっぱもうちょっと具体的に説得力のあるようなことを今後考えてもらわないと、このまま、ああそうですかっていう話ではなかつちやなかりかなと。

特に水屋とか、高田、安楽寺とか、そういったところの河川の氾濫が、当然、行く話ですから。

だから今、ハザードで想定されている、八百幾らだったっけ、1時間の降水量、宝満川のね。

だから、それ以上のことまで、どういうふうに、こういったときに新しく河川を、排水対策っていうか、どういうふうに造っていくかっていうのは、やっぱりもうちょっとしっかり検討すべきだと思います。

江副康成委員

同じことです。

説明資料の、(1) 計画地の現況整理の考え方がありますよね。

そのところに、対象地は3から5メートルの浸水想定区域になっているが、過去5年間の浸水履歴がないことから、開発区域の農地が貯留可能だった雨水の総容量の同規模の調整池を設けることで造成高を抑制するという、もう、この文言を見ただけで——ごみ処理施設のときに、施設移転を含めて、いろいろ議論ございましたよね。

あれを考えると、これがそのまま、すんなりというのはなかなか厳しいんじゃないかなと、率直に聞きながら思ったということだけお伝えしときます。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

エリアから、山下川の反対側を除いてあるのは、ここだけ除いてある理由が何かあるんですか。

ここにした理由。

酒井西小郡線より北という理由は分かるんですけど。

基里中の横、そこは省いた理由は何かあるんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

アクセス道路からの近辺ということでゾーニングを行いまして、そうしますと、一定、山下川ですかね、そこが境界になるものと思ってゾーニングを行っておりますが、学校施設等もございすもんですから、その辺りも考慮してゾーニングを行っておりますのでございます。

西依義規委員

ということは、これはあくまで産業用の用地のゾーニングであって、宅地とか別の話ということ……担当課が違うっちゃうことですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

おっしゃられるとおり、住居系ゾーンの検討につきましては、担当課が違いますが、住居系のゾーニングにつきましては、簡単にいうと、住宅の開発については、都市計画法が改正をされて、令和4年4月1日から、浸水想定エリアの開発はより厳格化というか、厳しくなっております、そういったことを受けて、現在、総合政策課のほうで、住宅用地の検討を今

年度行うとしておりますけれども、市内全域で検討するという立場を取っているところだと認識をしております。

西依義規委員

もう一点、私の一般質問で、この開発のところには、調整池が必要なんで、例えば、グラウンド等と調整池の、そういった機能をゾーニングすべきじゃないかっていう質問をさせていただいたんですけど、その考え方と、この調整池を造るというのは、この黄色い部分に調整池を造るという意味でいいですか。

それとも、どこか違うところに造るんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

これはあくまでもイメージ図でございますので、このまま開発するというふうにはちょっと認識をしていただいているのは困るんですけれども。

このイメージでいいますと、青い丸で示しているところは県道沿いとかにございますが、これが蓮原川っていうのが真ん中を通っておるんですが、全体90ヘクタールほど、南側まで含めてございますが、水系としては、全部、蓮原川水系でございまして、この蓮原側に流れ込むように調整池を整える必要がございます。

で、先ほど言われた多目的な活用の調整池ということも、ここには書いておりませんが、調査結果としては、そういった活用をするべきっていうような調査結果が出ておりますので、もしここを開発するとなった場合には、そういった利活用、それから、緑地も含めて公園も含めてですけれども、そういった利活用を検討すべきものというふうには認識をしております。

西依義規委員

ぜひスポーツ振興課とじっくりお話し合いをしてください。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案外の報告はこれで終わります。

それでは、商工振興課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、上下水道局の審査に入りますので、今後の準備のため、暫時休憩といたします。

午後 2 時 56 分 休憩

再開いたします。

審査に入る前に、部長から一言御挨拶を受けたいと思います。

福原茂建設部長

委員の皆様、お疲れさまです。

令和4年6月定例会、建設経済常任委員会、建設部関係の審査に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

今回の議案乙第17号、一般会計補正予算でございますが、国の交付金、補助金の内示に伴う補正や事業進捗のための所要の額を補正いたしております。

そのほか、50戸連たん区域指定に係る区域の基礎調査による経費を計上しております。

それから、昨年度の繰越明許費計算書の報告がございます。

また、午前中に説明させていただきました、JR無人駅トイレに関する請願及び陳情のほか、平田町の県道31号線の交差点に関する陳情が1件ございます。

それでは、それぞれ担当課より御説明させますので、何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。



建設課・維持管理課

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書

久保山日出男委員長

これより、建設部関係議案の審査を始めます。

建設課・維持管理課関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）及び報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、建設課分につきまして、補正予算説明資料に基づき御説明をいたします。

まず、2ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、国の社会資本整備総合交付金の内示に伴い、増額補正をするものでございます。

3ページをお願いいたします。

節3住宅費国庫補助金につきましても、国の社会資本整備総合交付金の内示に伴い、増額補正をするものでございます。

続きまして、4ページ及び5ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債につきましては、国の交付金内示に伴う市債の補正でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目6道路整備交付金事業費、節12委託料から、次の7ページの真ん中付近にございます、節21補償、補填及び賠償金につきましては、現在進めております道路改良事業のさらなる推進のための増額補正でございます。

事業につきましては、主要事項説明にて御説明をいたします。

8ページをお願いします。

田代大官町・萱方線等道路改良事業でございます。

こちらにつきましては、当初、黒で明示をしております用地補償及び改良工事を予定しておりましたが、今回の補正に伴いまして、斜線で示す、物件補償、用地取得、改良工事及び水路詳細設計を追加するものでございます。

9ページをお願いいたします。

轟木・衛生処理場線道路改良事業につきましても、当初にて黒で示します箇所の水路付け替え工事、橋梁取付工事等に加えまして、今回の補正により、斜線で示す現道部の改良工事を追加するものでございます。

10ページをお願いいたします。

飯田・水屋線等道路改良事業につきましても、当初にて、黒で示します箇所の改良工事及び交差点工事負担金に加えまして、今回の補正により、斜線で示す水路部の改良工事を追加するものでございます。

申し訳ございませんけど、7ページに戻っていただいでよろしいでしょうか。

款8土木費、項5住宅費、目2住宅改善費、節14工事請負費につきましては、当初の南部団地12棟及び13棟のガス管及び給湯設備工事に加えまして、今回の補正により、16棟と17棟

のガス管及び給湯設備工事を追加するものでございます。

次に、繰越明許費繰越計算書について御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

まず、道路整備交付金でございます。

田代大官町・萱方線等道路改良事業につきましては、工事資材等の調達や、移転対象であるアパート借家人の移転先確保に不測の日数を要したこと。また、国の令和3年度補正予算に対応するため、工事費及び補償費を繰り越したものでございまして、本年9月下旬の完了を見込んでいるところでございます。

轟木・衛生処理場線道路改良事業につきましては、用水路付け替え工事の地元調整に不測の日数を要したこと、また国の令和3年度補正予算に対応するため、工事費を繰り越したものでございまして、来年3月上旬の工事完了を見込んでおります。

飯田・酒井東線等道路改良工事につきましては、側道等の付け替え工事を、NEXCO西日本が主体となって進めておりますけれども、道路通行止めなどの地元調整に時間を要したため、工事負担金を繰り越したものでございまして、本年8月下旬の工事完了を見込んでいるところでございます。

最後に飯田・水屋線等道路改良事業につきましては、工事資材等の調達、地権者の移転先選定に不測の日数を要したことから、また、国の令和3年度の補正予算に対応するため、工事費及び補償費を繰り越したものでございます。

本年9月下旬の完了を見込んでいるところでございます。

12ページをお願いいたします。

次に、道路改良事業でございます。

国土交通省・今町線改良事業につきましては、土地所有者である国の土地売却手続に時間を要したことから、工事費を繰り越してございましたけれども、本年4月下旬に工事を完了したところでございます。

最後に、既設公営住宅改善事業でございます。

前田アパートのガス管、給湯設備改修工事につきましては、先行発注のトイレ洋式化工事が入札不調により、工事着手が遅れたため、当該工事を繰り越してございましたけれども、本年5月下旬に工事を完了したところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

続きまして、維持管理課分関係分について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳入の主なものでございます。

款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節2河川費県補助金につきましては、県の流域治水推進事業費補助金の交付決定に伴うものでございます。

内容につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

その下、款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債につきましては、社会資本整備総合交付金の国の補正予算の内示に伴いまして、市債分を減額補正するものでございます。

節2河川債につきましては、大野川等河川改修及び先ほどの県の流域治水推進事業費補助金の交付決定に伴うものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路舗装費、節14工事請負費につきましては、国の補正予算の内示に伴う増額補正でございます。

15ページの主要事項説明書をお願いいたします。

まず左側、今泉・田代大官町線につきましては、赤でお示ししております、鳥栖高校北西の角から約140メートル区間の舗装打ち替えを実施する予定といたしております。

また右側、平田・養父線につきましては、蔵上町の二股の交差点付近約100メートルの区間を実施する予定としております。

14ページにお戻りいただきまして、目5交通安全対策事業費、節14工事請負費につきましても、国の補正予算の内示に伴うものでございます。

16ページの主要事項説明書をお願いいたします。

これは令和3年度の通学路合同点検の際に、布津原町・本鳥栖線の当該区間におきまして、児童等、中高生の自転車が交錯し、危険との指摘を受け、街路樹を撤去し、通学児童、生徒の通行区間を確保するものでございます。

説明書の位置図の区間のうち、今年度は北側の歩道の植樹樹28か所のうち、東側のベストスイミング前から、コインランドリーまでの間、延長約190メートル、12か所程度の植樹樹を撤去し、舗装を行う計画といたしております。

17ページをお願いいたします。

項3河川費の委託料につきましては、若葉地区、虹が丘町の西側に位置します、古賀第1、第2ため池を治水利用するため、必要となる調査設計委託料を計上いたしております。

18ページの主要事項説明書をお願いいたします。

古賀第1、第2ため池の位置図を示しておりますが、調査の内容といたしましては、当該ため池を調整池に機能転換するために必要な測量、土質ボーリング調査、そのほか、堤体補

強や排水口の設計等を予定いたしております。

前のページにお戻りいただきまして、節14工事請負費につきましては、大野川河川改修に係る工事費を計上いたしております。

今回は大野川の接続先であります、県河川、山下川からの逆流を防止するため、山下川との合流部に逆流防止施設を設置するものでございます。

続きまして、繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

道路側溝等整備事業につきましては、沿線住民等との調整に不測の日数を要したことにより繰り越したもので、工事は、去る5月6日に完了いたしております。

次に、道路舗装事業につきましては、主に、令和3年12月に設立いたしました国の補正予算に対応するもので、履行期間を本年7月末までといたしております。

次に、橋梁長寿命化事業につきましても、主に令和3年12月に設立いたしました国の補正予算に対応するもので、履行期間を令和5年2月末までといたしております。

20ページをお願いいたします。

交通安全施設整備事業につきましては、国の補正予算に対応するもので履行期間を本年6月末までといたしております。

次に、道路防災対策事業につきましては、緑が丘団地の道路のり面の崩壊に対するのり面保護工事をごさいまして、履行期間を7月末までといたしております。

次に、河川浚渫改良事業につきましては、大野川の測量委託に不測の日数を要し、工事着手が遅れたために繰り越したもので、履行期間を令和5年2月末までといたしております。

最後に、土木施設災害復旧事業につきましては、井川口・天神松線ほかの災害復旧工事をごさいまして履行期間を本年7月末までといたしておるところでございます。

以上、説明といたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

2点聞かせてください。

15ページですけれども、道路舗装事業の今泉・田代大官町線ほかっていう部分で、今回、今泉・田代大官町線と平田・養父線のほうの補修をしていただくような感じになっていると思うんですけれども。

今泉・田代大官町線は延長して、今年延ばす分ですっていう部分があるんですけど、平田・

養父線、今回この100メートル分だけやりますっていうところが出ているんですけど、ここは振動の問題とか、そういう部分で話が出ていた部分だと思うんですけど。

私が地域住民さんから聞いていた分は、今回やっていただくところからさらにバイパス側の部分が、マンホールがあるとか、そういう部分で振動が多いという話を聞いたんですけど。

延ばす予定っていうのは、今後予算がついたら出てくるものなのか、まずお聞かせ願いますか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

平田・養父線につきましては、まず舗装、それから段差ができるなどの状況が悪い箇所から、手始めに着手することと考えておまして、来年度以降、今後も引き続き、平田・養父線につきましては、補助事業の対象路線になっておりますので、補助事業を活用しながら舗装の打ち替えを実施していきたいと考えております。

以上です。

池田利幸委員

すいません、ありがとうございます。よろしく願いしときます。

あと、18ページの河川浚渫改良事業の部分になります。

大野川改修事業については、逆流防止のやつはずっと置いていただくってことは、今までも説明を受けていたんで、ぜひやっていただきたいなと思うんですけど。

まずこれが時期的に、いつぐらいに設置ができるのかっていう部分と、あと1点、ため池調査設計業務のほうの、古賀第1、第2ため池、ここを今回調査してもらおうということなんですけど。

もともと2年か3年前に、公民館が、のり面崩壊をしているっていう部分があって、近隣の住民さん、ここを新しく防災用のため池として使うっていうことで、近隣さんの同意っていうか、意向調査をされているのか。

それだけ教えてください。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

まず1点目の大野川のフラップゲートにつきましては、時期としては、設置が完了するのは、今年度の末頃になるものと考えておりますので、来年度の梅雨時期には——もうその前ということで、対応できるのかなと考えております。

もう一点、ため池のほうでございますけれども、現在、地元の役員さんなどには、こういった調査に入りますと、入りたいというような御説明を申し上げております。

特におっしゃるとおり、平成30年の大雨の際に、崩壊しかけたところでもございますので、

堤体の強度について、調査結果によって、どの程度の補強するのか、もしくは、どの程度の水をためるのかというようなところについては、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

ですので、地元の方々に対しては、今のところ、区長さん、役員さんに今からこういう調査に入りますという説明だけをしているというところでございます。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

先ほどの関連ですけれども、古賀第1ため池と古賀第2ため池、これはもう受益者がいないわけよね。

今、この第1ため池で何立米ぐらいの水がたまっているものか、第2ため池が大体、何立米ぐらい貯水能力があるものか。

その点をお知らせいただきたいと思います。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

御質問の古賀第1、第2ため池につきましては、平成20年度にもう農業用としての用途は廃止をされておりますので、現在、受益者等はいらっしゃいません。

先ほど申しあげました平成30年度に堤体が崩れた際に、現在は水をためないで、真っすぐ排水するような造りにしてあります。

ここの貯水能力でございますけれども、ため池の貯水能力として、有効貯水量としての数字が、手持ちでございますので、それによりますと、古賀第1ため池につきましては、有効貯水量が1万5,800トン。古賀第2ため池が3,600トンの有効貯水量となっております。

これは、あくまでもため池としての貯水量でございますので、調整池に切り替えた際に、どの程度ということは、今申しあげました調査設計をした上で最終的に確定をさせていただきますと考えております。

以上です。

小石弘和委員

この第1ため池と第2ため池の調査設計業務というような形で、これはどういうふうな設計を頼まれるわけですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

現在、想定しておりますのは、先ほど申しあげましたけれども、現地の測量、それから堤体を中心としたボーリング調査による地中の状況の把握。

それを基にしました、必要となる堤体の補強や、あと、調整池機能ですので、ため池と異なる排水口の切替えが必要になってまいりますので、その設計等を行っていく予定としているところでございます。

以上です。

小石弘和委員

すいません、もう一点。

古賀第2ため池は、今はもう貯水は全然やっていないわけですよね。

全て垂れ流しなんですよね。第2は全然、貯水はないわけ。

もうたまっただけ、流れていくような状況でございまして、公民館側の堤体を強化するものか、その点を御説明いただきたいと思っております。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

今、水をためてないのは古賀第1――要は公民館のすぐ上といたしましょうか、北側といたしましょうか、大きいほうですね、が、水をためずにそのまま排水している造りになっていたかと思っております。

それに対しまして、古賀第2は、管理のために、水をいくらか入れて、それを上から入り流れ込んできたものは排水するという形で入れてあります。

ですので、第2については若干の水量は貯留していたかと記憶しております。

西依義規委員

16ページの交通安全施設の事業ですけど、通学路合同点検というのを各学校でやられていると思うんですね。

いろいろ出てきた中で、これだけが事業として載っているんですけど、ほかにいろいろあった部分で、例えば、市だけでは困難な事例とかあるんですけど。

ほかに残ったような事業はないですか。

これの、ここはどうかなみたいなの。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

令和3年度の通学路点検の際には、このほかに安楽寺の五領橋とかございますけれども、その横断歩道の位置の変更の要望なども出ております。

そのほかの学童注意などの路面表示や白線の復旧など御要望も出ておりました。

今回、これに上げておりますのは、国で新設されました補助制度に載せているもので、今回採択されたものがこの分でございます。

ですので、今回は現行の道幅の中で取り急ぎ対応可能なものということで、地元のお声も含めて、対応可能なものとして、補助の申請をしておいたものが今回のところでございます。

渡され、今日に至っております。

今回の陳情を受けまして、地元関係者へ陳情内容の確認を行いました上で、土地所有者の関係者に意向確認を行いましたけれども、現時点では、用地の協力には否定的でございました。

2点目の信号機設置につきましては、佐賀県において実施中の、県道佐賀川久保鳥栖線の改良事業の進捗に伴い、地元から改めて要望なされたものであり、本市には令和4年3月に、麓地区交通安全対策協議会から信号機設置の要望が出されております。

これを受けまして、鳥栖市交通対策協議会を通じ、鳥栖警察署に要望書を提出いたしましたが、鳥栖署からの回答では、平田町公民館前交差点への信号機設置要望もあり、双方が近接していることなどから、設置は困難であるとのことでございました。

これを受けまして、先月、麓地区交通安全対策協議会で、鳥栖署の回答をお伝えしているところでございます。

以上、簡単でございますが、説明といたします。

久保山日出男委員長

この件に関しまして御意見のある方は、挙手の上、御発言をお願いいたします。

江副康成委員

今回、こちらのほうに信号機の設置を要望されているということは当然、私もお聞きしているんですけども、今回出ている部分に対しては、今回聞いたというところでございます。

それで、川久保線の拡幅の工事に当たって、当然、周辺道路の整備は付き物じゃないですか。

その話合いの際に、ここの部分というのは、出てきていたのか、出ていないのか、まずそこをお聞きしたいんですけど。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

川久保線の平田工区ということで、事業を進められております。

平田工区に入る際の地元説明、当然、市も同伴して説明会等に行きまして、地元からの意見としましては、平田工区の中では、4車線化になることによって、右左折がなかなか自由にできないということになりますので、取付け道路を集約したいということで、県からはお示しをされました。

地元としては、まずはやはり、平田町のお宮、公民館も通じるようになりますけれども、こちらのほうに、集約の道路を造ってほしいという意見がございまして、市も中のお宮周辺の道路も整備を一緒にしながら、整備をした経緯がございまして。

それで、当初の平田町の説明会の中では、あくまでここに信号機をという意図で考えられ

ていたというもので認識をしているところでございます。（「ここに、最後、何とおっしゃったですか」と呼ぶ者あり）

信号機を設置される、設置の要望ですけれども、あったという認識でおるところでございます。

以上でございます。

江副康成委員

信号機を設置してほしいという意向は受けていたということでございますよね。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

すいません場所的に、今回のこのミカン山の下りたところじゃなくて、1本東側の、公民館とお宮から出るところ、こちらに信号機の設置を要望されていた記憶はございます。

以上でございます。

江副康成委員

そちらのほうの信号機は、当然、公民館のほうに渡って行くところでございますけれども、工事が完了する前じゃないですか、今のところ。

その前に、対策っていうか、周辺道路の整備じゃ不十分で、ここにやっぱり信号機を設置してほしいという要望は、工事が完了する前、今、来ているわけですよね。

そうした場合に、ここに信号機をつけると、当然のごとく、この交差点に、こういう支障物があると、十分な交差点の機能を発揮しない。

であれば、当然、市が買収してでも、交差点を改良するというスキームというのは、考えられるんじゃないかと思うんですけれども。

その辺りはいかがでしょうか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

先ほど大石次長のほうから内容説明をさせていただいたと思います。

その中で、ミカン山入り口のところに下りてくるところの交差点、こちらの信号機設置につきましては、警察協議をさせていただいていると。

その中では、やはりその東側にあるこの公民館出入口の信号機、ここの距離が近過ぎるということでの意見が出ております。

今のところ警察側としては――交通管理者ですけれども、設置はなかなか難しいんじゃないかろうかという意見を頂いていますので、その辺のハードルが高いのかなと認識をしているところでございます。

以上でございます。

江副康成委員

難しい部分も当然あるのかもしれませんが、要望からすると、任意的な協力はできそうにないということかもしれないけれども、何らかの形で、強制的にじゃないですけども、市のほうが積極的にその買収をしてほしいというような意味合いかなというふうに私は受け取っているんですけども。

そういうことを受けた場合には、可能性はあるんですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今おっしゃっているのは、狭窄部の話でよろしいですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

先ほど大石次長からも話があったように、一応、地元を通じた上で、本人さんとの御相談、それから、市からも御本人に接触した経緯も実際ございます。

その中では、まだ協力を得られるような体勢ではないということでお話があったということでございます。

なかなか、これを強制的にはできない部分もございますので、当然、御相談する形になると思いますので。

以上でございます。

江副康成委員

今回の交差点のところの話ですけども、実は、平田町のほうの川久保線、その南側は基本的には、市街化区域ですね。

市街化区域のところに家があるけれども、どの道も、その住宅街、今後住宅が増えると予想される場所に対する道の接道が非常に悪いんですよ。

だから、全体的なことを考えた場合には、ここを三差路と見るんじゃなくて、下のほうに道を通すとか、大きな視点から道を考えながら、本来は交差点改良に取り組んで欲しかったなという、私の意見を言って、終わります。

西依義規副委員長

できたら、こちらを現地視察をしたいなと思うので、御対応よろしくお願いします。

いいですかね。

久保山日出男委員長

この件につきましては、副委員長が申しあげましたように、現地視察も含めて、正副委員長で内容をまとめ、最終日に皆様の御確認をいただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

異議がなければ、以上で陳情第10号に関する協議を終わります。

次に都市計画課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時48分休憩



午後 3 時52分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。



都市計画課

議案乙第17号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）

報告第 2 号繰越明許費繰越計算書

久保山日出男委員長

これより、都市計画課関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）及び報告第 2 号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行の説明を求めます。

榎浩喜都市計画課長

議案乙第17号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、都市計画課分につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

資料の21ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 4 土木費国庫補助金、節 2 都市計画費国庫補助金につきましては、国の社会資本整備総合交付金の内示に伴う補正でございます。

内容につきましては、公園施設長寿命化対策支援事業といたしまして、現在整備中の市民公園の遊具改修等でございます。

また、都市公園事業といたしまして、市民公園の園路、駐車場等の大規模改修及び陸上競技場の全天候舗装等に伴うものでございます。

22ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節3都市計画費県補助金につきましては、県の緑の景観づくり事業補助金の内示に伴う補正でございます。

次に、款23市債、項1市債、目4土木債、節3都市計画債につきましては、最初に御説明いたしました、国の社会資本整備総合交付金の内示に伴う市債分でございます。

また、一番下の公共施設等の適正管理推進事業債は、国の交付金事業に乗らない2ヘクタール未満の公園における遊具以外の整備に係る起債でございますが、安永田公園のベンチ改修を行うものでございます。

次に、歳出でございます。

23ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節12委託料につきましては、50戸連たん区域指定基礎調査委託料でございます。

24ページをお願いいたします。

50戸連たん制度は、開発が規制されている市街化調整区域内にある既存集落の維持・活性化のため、50戸以上の建築物が敷地間で、距離50メートル以内で連たんしている区域を指定し、区域内での戸建住宅の開発を認めるものでございます。

このたび、養父町から50戸連たんの区域指定に係る調査の申出がございましたので、佐賀県の区域指定を受けるために必要な基礎調査の実施及び並びに県への申出書及び図面等の作成を委託するものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目2公園管理費、節12委託料でございます。

緑の保全整備事業業務につきましては、県の緑の景観づくり事業補助金を活用し、市民球場周辺の樹木の剪定などを行う予定にしております。

また、市民公園樹木伐採等業務につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用した業務でございますが、内容としましては、市民公園整備事業に関する樹木の伐採業務で、第1駐車場の拡幅部分と、遊具広場を予定しております。

次に、節14工事請負費でございます。

公園整備工事費のスポット緑化整備事業工事につきましては、県の緑の景観づくり事業補助金を活用し、市民公園庭球場北側の薬師川沿いに桜の植樹を行う予定にしております。

また、市民公園遊具等改修工事につきましては、公園施設長寿命化事業に係るものでございますが、資料の26ページをお願いいたします。

市民公園につきましては、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた、園路、

駐車場などの大規模改修を進めておりますが、これに合わせ、公園内の遊具が35年を経過し、老朽化しているため、遊具広場をより利用しやすい場所に変更し、来訪者及び子育て世代のニーズに合った遊具の更新を行います。

具体的には、市民公園内の相撲場南にあります、木製遊具を撤去し、藤棚のある公園の東端を遊具広場として整備予定でございますが、こちらに、未就学児用遊具及びインクルーシブ遊具を設置する予定でございます。

安永田公園ベンチ改修工事につきましては、木製のベンチ7基が老朽化しておりますので、擬木ベンチへ更新することにしております。

補正予算説明資料の25ページに戻っていただきまして、市民公園改修工事費につきましては、市民公園内の園路、駐車場の増設、運動広場及び屋外トイレ等の整備を行っておりますが、今回の補正により、第1運動広場の駐車場化や遊具広場の造成工事等を進めてまいります。

次に、繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

27ページをお願いいたします。

大規模盛土造成地調査事業につきましては、国の補正予算に対応するため、繰越しをさせていただいております。

市民公園整備事業につきましては、市民公園内の体育館や文化会館の改修工事との調整に不測の日数を要したこと、また国の補正予算に対応するため、繰越しをさせていただいております。

次に、公園施設長寿化事業ですが、蔵上東公園の遊具更新につきまして、遊具の検討及び地元調整に不測の日数を要したこと、また、田代公園の東屋等改修工事請負費につきましては、国の補正予算に対応するため、繰越しをさせていただいております。

朝日山公園防災事業につきましては、近接する浄水場及び地元関係者との調整に不測の日数を要したため、繰越しをさせていただいております。

以上、議案の説明を終わります。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西依義規委員

50戸連たん制度が、2つ目の地区ということで、あと18地区あるんですよね。

一般質問でも出ていました、要は浸水のところが何地区、そこにどういった対応をするのか。

それと浸水以外、今回の変更がないところでどういった対応をするのか。

道路がないため、開発ができず、未利用地として、放置されている市街化区域内の農地について、事業費の一部を補助することで、開発を促進する制度でございます。

平成30年度から運用しておりますけれども、実績が乏しい状況を踏まえて、補助内容の見直しを御提言頂いております。

これを受けまして、検討の上、4点の見直しを行っておりますので、御報告をいたします。

まず、見直しの内容でございますけれども、まず1点目、補助対象経費の追加でございます。

これまでの制度では、舗装工事費及び側溝整備費についての補助を行うということにしておりましてけれども、これに加えて、測量分筆登記費用を補助対象にいたしております。

額は一筆につき、6万1,380円としております。

また、2番目ですけれども、補助割合の見直しでございます。

補助割合については、改正前は、6メートル未満の場合は、補助対象経費の2分の1、6メートル以上の整備をする場合は補助対象経費の全額を補助としておりました。

見直しにつきましては、6メートル以上の整備をする場合の全額補助は変わりませんが、6メートル未満の整備の場合、2段階と分けることにいたしておまして、4メートルまでの道路整備部分はこれまでどおり2分の1。4メートルを超える整備部分につきましては、全額というふうに変えました。

③補助単価の見直しでございます。

舗装及び側溝の金額については、直近の公共単価で算定し、舗装工事費単価を平方メートル当たり5,000円から5,500円へ。

側溝整備費につきましては、1メートル当たり2万円から2万5,000円といたしました。

次に、4番目ですけれども、自己所有地に係る補助対象可否の見直しについてでございます。

接続道路が自己所有地であった場合は補助対象外としておりましたけれども、開発目的で先行取得した土地であれば補助対象とすることにいたしました。ただし、取得後3年以内の申請に限るものといたしております。

以上で、開発行為に係る接続道路補助交付金要綱の見直しについての御説明を終わります。

また、もう一件ございまして、今回の6月議会でも一般質問で取り上げていただいておりますけど、地区計画の運用基準を現在、都市計画課で策定中でございます。

今後、都市計画審議会等を数回行いながら、またパブリック・コメント等も進めながら、策定していきたいと思っております。

委員会に対しましては、その都度御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく

お願いしたいと思っております。

以上でございます。

久保山日出男委員長

説明が終わりました。

この際、委員から確認しておきたいことなどありませんでしょうか。

小石弘和委員

この補助単価の見直しで、舗装工事費で、舗装は平米当たり5,000円。

舗装の厚さは13ミリ？（発言する者あり）

たぶん、13ミリだろうと思うんですけど、県の規格は20ミリというけど、鳥栖市の場合が13ミリかなというふうなことで確認。

久保山日出男委員長

休憩します。

午後 4 時 7 分休憩

oo

午後 4 時 7 分開会

久保山日出男委員長

再開します。

江副康成委員

後半の地区計画の運用基準の話ですけれども、今回、視察で行きまして、資源活用型の地区計画というやつがあって、四阿屋の話とか、今日もずっと議論させてもらったけど、当然、今まで想定範囲に入っていなかった可能性が高いですけれども、ぜひ研究をしていただきたいという要望させていただきます。

以上です。（発言する者あり）

よかったら、現時点での捉え方を答弁していただければ、お願いしたいんですけど、できれば。

榎浩喜都市計画課長

一般質問でもございましたけれども、都市計画マスタープラン、こちらを令和2年に策定しております。

その中で、特に拠点性のあるところ、インターチェンジ、駅ですね。それから、学校周辺とか、そういった拠点性があるところを、まずは都市的土地利用にしたいというところでの地区計画の基準を策定しようとして考えております。

以上です。

江副康成委員

そういうことも含めて、都市計画マスタープラン、その少し修正とか、変更も当然、出てくるでしょうし、そういったところとの整合性は当然取らとらんといかんですよ、上位計画とのですね。

それも含めたところで、検討いただけませんかという話ですよ。

答弁をお願いします。

槇浩喜都市計画課長

御紹介いただきました資源活用型っていうことに対して、調査・研究をしていきたいと考えております。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかによろしいですか。

西依義規委員

開発行為のやつを見直していただきまして、ありがとうございます。

感謝をしているんですけど、あのとき、委員会から提案された分で、採用した分と採用されなかった分を簡単に説明をお願いします。

槇浩喜都市計画課長

所管事務調査のほうで御提言を頂きました部分について、お話しさせていただきます。

まず、補助対象についてが、舗装工事費と側溝工事費のみでございましたけれども、これに加えて、幅員4メートルを超える部分の用地費を対象にしたかどうかという御意見でございました。

こちらについては、用地費ということでございますけれども、他のセットバックの要綱とかに合わせまして、用地のほうは今回は外させていただいております。

それからあと、土地の所有ということで、4番のほうですけれども、接続道路の所有者が以前から持っていた部分について対象にしたかどうかという御提案でございました。

こちらに対しては、提案どおり採用したいということで、いたしました。

それから、補助金の単価について、直近の公共単価にしたかどうかという話でございますので、こちらは見直しをいたしております。

それから、補助金額の上限を1件300万円ということにしておりましたけれども、これに対しては、開発規模に応じて段階的に設定したらどうかということでございました。

これについては検討いたしましたけれども、現状の用地を含まないところで考えても、4メートルの道路を新設する場合でも、130メートルほど造ることができる。

6メートルでいくと、50メートルほどできるということですので、現状の300万円ですと十分ではないかということで、1件300万円のままということにいたしております。

それから、補助金の計算で、改正前は6メートル未満が2分の1、6メートル以上が全額というところでございますけれども、これは御提言については、6メートル以上することが望ましいけれども、6メートルに満たない場合も柔軟に対応するというので、全額というお考えだったと思います。

こちらについては、一部、条件緩和してございまして、6メートル以上を満額、4メートル未満を2分の1っていうのは変わらないんですけども、仮に5メートル整備するという場合については、4メートルまでの部分については、対象経費の2分の1と。

残りの1メートル部分については全額というふうな補助ということでの要件緩和をしております。

それから、制度運用についての御提言がございまして、期間を区切って、10年単位であるとか、15年単位の期限を定めたほうが開発のほうが促進するんじゃないかという御意見を頂いております。

これにつきましては、関係団体等の意見聴取等もいたしまして、やはり継続的にしてほしいと。

期限があるから、すぐできるというものではなくて、やっぱり土地の所有者の意向とかもございまして、継続的にしていただいたほうがいいという御意見もありました。

ですので、期限を区切らないで、そのまま永続的というわけではないんですけども、期限を区切るのほしくないというところで改正をいたしました。

以上でございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案外の報告を終わります。

それでは、都市計画関係議案に対する質疑を終わります。



久保山日出男委員長

次に、現地視察についてお諮りいたします。

議案調査等に関する現地視察のため、タブレットに配付のとおり、議長に対して派遣要求をしたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。



久保山日出男委員長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日の委員会を散会いたします。

午後 4 時15分散会

令和4年6月20日（月）

1 出席委員氏名

委員長 久保山日出男

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 江副康成

委員 池田利幸

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢修

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

農林課長 楠和久

農業委員会事務局長 庄山裕一

上下水道局次長兼管理課長 古賀和教

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局事業課長 日吉和裕

建設部長 福原茂

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設課庶務住宅係長 安永伸也

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

都市計画課長 槇浩喜

国道・交通対策課長 森山信二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係長 大塚隆正

5 日程

現地視察

多面的機能支払補助事業（原古賀町）

県道31号（平田町）

陳情

陳情第10号市道4159－東前・鬼迫線と県道31号線の交差点の障害物撤去と
信号機設置を願う陳情書

陳情第14号鳥栖市内 J R 無人駅 3 駅のトイレ存続についての要望

〔協議〕

自由討議

議案審査

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第18号令和4年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案乙第19号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔総括、採決〕

請願審査

請願第1号鳥栖市内 J R 無人駅（田代駅・肥前旭駅・肥前麓駅）トイレ閉鎖の
早期解消に関する請願

〔採決〕

決議

鳥栖市内 J R 無人駅（田代駅、肥前旭駅、肥前麓駅）トイレ閉鎖の早期解消を
求める決議（案）

〔採決〕

6 傍聴者

6人

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

多面的機能支払補助事業（原古賀町）

県道31号（平田町）

至 午前10時50分



午前11時18分開会

久保山日出男委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。



陳 情

陳情第10号市道4159―東前・鬼迫線と県道31号線の交差点の障害物撤去と
信号機設置を願う陳情書

久保山日出男委員長

まず、当委員会に送付されました陳情第10号について協議をいたします。

このことについて御意見がありましたら、お伺いしたいと思います。

タブレット、陳情協議結果っていうのを上げているので、お目通しをお願いします。

分かりましたでしょうか。

西依義規委員

先ほど現地視察を行いまして、あそこの交差点っていうか、交通量も含め、大変危険な交差点だと現地で確認をいたしました。

この陳情の要望で、文章には、鳥栖署からの回答では、この要望より先に平田町公民館前交差点への信号機設置要望もあり、双方が近接していることなどから、設置は困難であると

思います。

以上で自由討議を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時24分休憩



午前11時34分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。



総 括

久保山日出男委員長

これより、総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば、御発言をお願いいたします。

小石弘和委員

本年の2月28日、肥前旭駅トイレを今後利用できるように求める要望書や、3月17日、鳥栖市内の無人駅3駅のトイレ存続についての要望書が提出され、3月30日に当委員会で協議をされており、委員会としては、田代駅、肥前旭駅、肥前麓駅の各トイレについては、鳥栖市が維持管理をすべきであるということで見解の一致を見ております。

また、3月31日に陳情の協議の結果を議長を通じて執行部に提出をされており、その後、執行部の動きが遅く、私自身、全く議会軽視じゃないかと思われてなりません。

その後、6月1日に鳥栖市内のJR無人駅トイレの閉鎖の早期解消に関する請願が提出されており、6月16日、本会議において、請願第1号の趣旨説明が行われ、当委員会でも、採択を行う予定でございます。

私自身、この請願が出るような気はしておりませんでしたけど、本当に請願が出て、執行

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

久保山日出男委員長

初めに、議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）についてお諮りいたします。

本案中、建設経済常任委員会に付託されました関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本案中、建設経済常任委員会に付託されました関係分は、原案のとおり可決されました。



議案乙第18号令和4年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第18号令和4年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第19号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第19号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）についてお諮りいたします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

久保山日出男委員長

再開いたします。



決 議

鳥栖市内ＪＲ無人駅（田代駅、肥前旭駅、肥前麓駅）トイレ閉鎖の早期解消を
求める決議（案）

久保山日出男委員長

御手元に配付の決議案について、建設経済常任委員会発議により、議長へ提出したいと思
います。

御意見があれば、お願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、御異議なしと認め、鳥栖市内ＪＲ無人駅（田代駅、肥前旭駅、肥前麓駅）トイ
レ閉鎖の早期解消を求める決議について、採決を行います。

本案は原案のとおり可決し、当委員会から議長へ提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は、議長へ提出することに決定いたしました。



久保山日出男委員長

以上で当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。



久保山日出男委員長

以上で、全ての日程が終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

午後0時2分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 久保山 日出男

